

第2章 事業特別会計

第1節 事業特別会計の概要

事業特別会計は、企業特別会計と公共事業を中心としたその他の事業特別会計に分類できる。前者は、政府が現業公務員を多数抱えて企業的に特定の事業を行う特別会計か、政府が独占的に特定の事業を行う特別会計が該当し、特別会計設置法には「企業的に経営する」等の語句で、その性格が規定されている。多数の現業公務員を抱える場合には、「国家公務員法」（昭和22年法律第120号）に基づく労使関係とは異なり、「国营企業労働関係法」（昭和23年法律第257号）に規定された労使関係となる。¹⁾ また、現業公務員が民間セクターとして切り離され、特別会計との直接的な雇用関係が消滅しても、特別会計により政府が企業的に運営を続けている場合には、こうした特別会計も企業特別会計に含まれる。

これに対し、後者の特別会計は政府が独占的に特定の事業を行い、公共土木建設工事を経理する公共事業特別会計が中心である。そこで本章では、事業特別会計を5現業企業特別会計と、公共事業を中心とした特別会計及び郵便貯金特別会計に分類して解説することにする。

企業特別会計に該当するもので、平成元年度から平成12年度までの間に存在するものとしては、(1) 明治23年度設置の造幣局特別会計、印刷局特別会計、(2) 昭和22年度設置のアルコール専売事業特別会計、国有林野事業特別会計、(3) 昭和24年度設置の郵政事業特別会計が挙げられる。これらの企業特別会計では、いずれの設置法でも、企業的に運営するものと規定されている。造幣局特別会計の造幣事業、印刷局特別会計の紙幣製造事業、アルコール専売事業特別会計のアルコール専売事業、郵政事業特別会計の郵便事業は、政府の独占的事業として扱われてきた。これは政府の直営・事業独占が必要との判断による

もので、長い年月の間、特別会計で企業的に経理されてきている。かつては鉄道事業、タバコ製造販売事業、電信電話事業も同様に特別会計で経理されていた時期があるが、いずれも公社化の時期を経て、株式会社化し、政府直営事業から切り離されている。

なお、国有林野事業特別会計は、昭和35年の法律改正により、国有林野事業勘定と治山勘定に区分経理された。これは「治山治水緊急措置法」（昭和35年法律第21号）に基づく治山事業10か年計画の実施に伴い、同計画の実施に係る国の経理を明確にするためである。この結果、従来行ってきた国有林野の管理経営事業に関する経理を国有林野事業勘定で、また、一般会計から委託を受けて実施してきたいわゆる民有林直轄治山事業の施行と、都道府県が施行する補助治山事業の補助金等の交付事務を治山勘定において経理することとなった。²⁾ 設置法において国有林野事業勘定は、国有林野の有する公益的機能の維持推進を基本としつつ、企業的に運営し、その健全な発達に資するためと規定され、他方、治山勘定は政府の治山計画等の事業を的確に実施するために設けられている。このように国有林野事業特別会計は性格の異なる二つの勘定で経理されており、他の4特別会計とは異なったものとなっている。

また、アルコール専売事業特別会計は、アルコール専売事業を企業的に運営し、その経理を一般会計と区分するため設置されたものである。アルコールの製造については、政府の委託を受けた民営工場のほか、事業の効率化及び行政機構の簡素化を図るため、昭和57年10月1日より新エネルギー総合開発機構に行わせている。³⁾ なお、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）等に基づき、平成13年度限りでアルコール専売事業特別会計は廃止された。

次に公共事業特別会計に該当するものとして、(1) 昭和33年度設置の道路整備特別会計、(2) 昭和35年度設置の治水特別会計、(3) 昭和32年度設置の特定土地改良工事特別会計を昭和61年度に改組した国営土地改良事業特別会計、(4) 昭和36年度設置の港湾整備特別会計、(5) 昭和45年度設置の空港整備特別会計、(6) 昭和35年度設置の国有林野事業特別会計治山勘定が挙げられる。

公共事業特別会計は、長期にわたる公共土木建設事業の実施に当たって、一部受益者負担を求めながらも、その多くの財源を一般会計からの繰入れで賄うことで実施されている。

このほか、公共事業特別会計ではないが、昭和26年度に設置された郵便貯金特別会計が事業特別会計として分類されている。この特別会計は、特別会計法において「郵便貯金の事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため設置する。」（「郵便貯金特別会計法」第1条）とされており、「特定の事業」を行う特別会計として事業特別会計に分類されている。

公共事業特別会計とその他の事業特別会計に分類している特別会計においては、平成元年度から12年度の間には改組は行われていない。

〔注〕

- 1) 昭和23年当時に制定された法律（昭和23年法律第257号）は「公共企業体労働関係法」という名称であり、昭和27年法律第288号で「公共企業体等労働関係法」と改称され、更に、三公社が株式会社化したことにより、昭和61年法律第93号で「国営企業労働関係法」と改称された。
- 2) 『国の予算』平成元年度 697ページ。
- 3) 同上 722ページ。

第2節 企業特別会計

1 造幣局特別会計

この会計は、大蔵省造幣局が行う貨幣、章はい、記章、極印、合金、金属工芸品の製造、貨幣の販売、貴金属の精製及び品位の証明、鋳物の試験等の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「造幣局特別会計法」

第1条 (設置)

造幣局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2条 (事業の範囲)

この法律において「造幣局の事業」とは、造幣局の行う貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(昭和62年法律第42号)第10条第1項及び第3項の規定による貨幣の販売、貴金属の精製及び品位の証明並びに鋳物の試験その他これらに附帯する業務及び事務をいう。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

貨幣製造を主要業務とする造幣事業の歴史は古く、「作業会計法」(明治23年法律第17号)により規定され、明治23年4月より造幣局特別会計で経理された。その後、「造幣局特別会計法」(大正4年法律第9号)により設置法が改められ、大蔵省造幣局で造幣事業が行われていた。その後、「造幣庁特別会計法」(昭和25年法律第63号)により、設置法が改正され、同年4月1日より造幣庁特別会計に改称され、事業を造幣庁が行うこととなった。更に、「大蔵省設置法」改正により(「大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関

する法律」(昭和27年法律第270号))、設置法が「造幣局特別会計法」に再度改称され、同年度以降、大蔵省に現業部門の造幣局を設置し、特別会計の業務を經理してきた。¹⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 貨幣回収準備資金より受入	219億円	(1) 事業費	294億円
(2) 事業収入	74億円	(貨幣製造のための経費、	
(3) 雑収入	2億円	人件費等)	
		(2) 予備費	1億円
計	295億円	計	295億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-1のとおりである。

各年度の貨幣製造事業予定計画は、記念貨幣を除き、貨幣の種類別に過去の需要のすう勢を基礎として市中流通高の増加を推定し、これに支払準備、季節的需要波動等に備えるための日本銀行保管必要量を見込んで策定している。

なお、平成元年から平成12年の間における記念貨幣の発行数量は次のとおりとなっている。³⁾

平成2年	・天皇陛下御即位記念貨幣	3,000万枚
	・国際花と緑の博覧会記念貨幣	1,000万枚
	・議会開設100周年記念貨幣	500万枚
	・裁判所制度100周年記念貨幣	500万枚
平成3年	・天皇陛下御即位記念貨幣	200万枚
平成4年	・沖縄復帰20周年記念貨幣	2,000万枚
平成5年	・皇太子殿下御成婚記念貨幣	3,700万枚
平成6年	・第12回アジア競技大会記念貨幣	3,000万枚
	・関西国際空港開港記念貨幣	2,000万枚
平成9年	・長野オリンピック記念貨幣	5,011万枚
平成10年	・長野オリンピック記念貨幣	2,506万枚
平成11年	・天皇陛下御在位10年記念貨幣	1,520万枚

このほか、平成12年度には、偽造・変造の急増に対処するため、新500円貨

(ニッケル黄銅貨幣)に変更して、8億枚の発行を予定していた。⁴⁾

これらの記念貨幣等の発行以外では、平成7年度に、従来は毎会計年度末における貨幣の流通額の10%に相当する金額と「造幣局特別会計法施行令」において定められていた貨幣回収準備資金の取り崩せる割合を、同附則(平成8年政令第26号)で5%に引き下げた。以後、毎年度の措置として引下げを続けていたが、「同施行令」を平成11年7月に改正して10%を5%に改め、恒常的な措置としている。

このように記念貨幣の発行も含め、貨幣の発行枚数の増加等により平成元年度に比べて予算規模も膨らみ、平成12年度の歳入歳出予算は次のようになっている。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 貨幣回収準備資金 より受入	270億円	(1) 事業費 (貨幣製造のための経費、人件費等)	334億円
(2) 事業収入	62億円	(2) 予備費	1億円
(3) 雑収入	3億円		
計	335億円	計	335億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの造幣局特別会計については、大蔵省編『明治大正財政史』第13巻「通貨・預金部資金」(昭和14年、財政経済学会)、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第9巻「国有財産・造幣・印刷・専売」(昭和51年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)、大蔵省造幣局編『造幣局百年史』(昭和51年)、同『造幣局125年史』(平成9年)を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 694-695ページ、『平成元年度特別会計予算書』115-118ページ。
- 3) 独立行政法人造幣局ホームページ「記念貨幣一覧」を参照。
- 4) 『国の予算』平成12年度 538ページ。
- 5) 同上 539ページ、『平成12年度特別会計予算書』117-120ページ。

表 1-2-1 造幣局特別会計歳入歳出総計

当初予算 (単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	貨幣回収準備資金より受入	21,949	243,896	27,987	21,730	18,362	21,494
	事業収入	7,357	32,927	5,652	7,386	6,994	8,473
	雑収入	224	227	2,233	2,246	2,586	2,265
	合 計	29,530	277,050	35,872	31,362	27,942	32,232
歳出	事業費	29,430	276,950	35,618	31,262	27,842	32,132
	人件費	11,025	11,204	11,439	12,103	11,705	11,426
	事業費	18,405	265,746	24,179	19,159	16,137	20,706
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	100
	予備費	100	100	100	100	100	100
	給与改善予備費	—	—	154	—	—	—
合 計	29,530	277,050	35,872	31,362	27,942	32,332	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	貨幣回収準備資金より受入	19,105	22,007	22,207	22,884	20,250	26,991
	事業収入	7,844	10,866	14,514	6,872	7,078	6,227
	雑収入	1,268	260	275	275	268	253
	合 計	28,217	33,133	36,997	30,032	27,596	33,471
歳出	事業費	28,117	33,033	36,897	29,952	27,516	33,391
	人件費	11,524	12,047	12,445	12,518	12,544	13,323
	事業費	16,592	20,986	24,452	17,434	14,971	20,068
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	予備費	100	100	100	80	80	80
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
合 計	28,217	33,133	36,997	30,032	27,596	33,471	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

2 印刷局特別会計

この会計は、大蔵省印刷局の事業を企業的に運営し、その健全な発展に資するため、一般会計と区分して経理するために設けられたものである。

印刷局の事業の主なものは、日本銀行券、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき、その他証券類及び印刷物の製造、官報、法令全書など政府刊行物の編集、製造、発行等である。

〔参考〕平成元年度の「印刷局特別会計法」

第1条（設置）

印刷局の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

紙幣の印刷等を経理する印刷局特別会計は「作業会計法」（明治23年法律第17号）により、明治23年4月に設置された。印刷事業の歴史をみると、特別会計が設置された当初は大蔵省印刷局が事業を担当していたが、明治31年11月1日に内閣印刷局に移った後、昭和18年11月1日に再び大蔵省印刷局へ戻った。その後、特別会計の設置法は「専売局及び印刷局特別会計法」（昭和22年法律第36号）に改められたが、「日本専売公社法施行法」（昭和24年法律第62号）により、専売局が日本専売公社に改組されたため、先の「専売局及び印刷局特別会計法」は「印刷局特別会計法」に改称された。その後、「大蔵省設置法」（昭和24年法律第144号）により、印刷庁特別会計と改称され、印刷事業を印刷庁が所管したが、「大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」（昭和27年法律第270号）により、印刷局特別会計に再度改称された。以後、大蔵省印刷局が印刷事業を所管した。

「印刷局特別会計法」には印刷局の業務の内容が詳細に規定されていないが、「大蔵省設置法」においては、印刷局の事業として日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがき、その他証券類及び印刷物の製造、官報、法令全書、広報宣伝資料等政府刊行物の編集、製造、発行及び日本銀行券、証券類の用紙製造並びにすき入紙の製造の取締りを行うことと規定されている。

そのほか、この会計において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、当該利益の額から、当該年度末の固定資産及び作業資産の価額の前年度末の価額に対する増加額を控除した金額を、一般会計の歳入に納付する規定がある（「印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」（昭和24年法律第64号）第1条）。¹⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 事業収入 (製品売払代等)	749億円	(1) 事業費 (日本銀行券製造のための経 費、人件費等)	781億円
(2) 雑収入 (不動産売払代、病院収 入等)	92億円	(2) 予備費	5億円
計	841億円	計	786億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-4のとおりである。

この会計においては、歳入超過予算が編成されている。歳入面で見ると、日本銀行券、収入印紙、郵便切手、官報類等の売払収入である事業収入が定常的な収入である。一方、歳出面では事業費に含まれる人件費等の抑制等により、歳入超過となっているものである。

印刷局の主要業務である日本銀行券の製造は、券種ごとに過去の需要のすう勢等を基礎として年度末所要発行高を推計し、これに年間の廃棄高、支払準備等に備えるための日本銀行保管必要量を見込んで策定している。³⁾

なお、平成12年度においては、第26回主要国首脳会議の開催に合わせ、2000円券（10億枚）の発行も開始している。⁴⁾ これらを踏まえた日本銀行券の平成元年度から平成12年度の製造予定枚数は、次のとおりとなっている。⁵⁾

表 1-2-2 日本銀行券の製造予定枚数の推移

(単位：億枚)

	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
製造数量	32.4	32.4	32.4	33.0	33.4	34.3
	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
製造数量	36.3	37.5	38.7	39.7	38.3	34.7

平成12年度における歳入歳出予算の概要と一般会計への納付金予算額と決算額は次のとおりである。⁶⁾

18 第2章 事業特別会計

(歳入)		(歳出)	
(1) 事業収入 (製品売払代等)	1,001億円	(1) 事業費 (日本銀行券製造のため の経費、人件費等)	1,010億円
(2) その他 (不動産貸付料、病院収入等)	67億円	(2) その他	4億円
計	1,068億円	計	1,014億円

表 1-2-3 平成元年度～平成12年度の納付金予算額と決算額の推移⁷⁾

(単位：百万円)

	予算額	決算額		予算額	決算額
平成元年度	5,479	11,345	平成7年度	4,446	7,421
平成2年度	5,731	11,234	平成8年度	6,000	9,182
平成3年度	7,019	12,313	平成9年度	6,376	10,722
平成4年度	6,619	10,178	平成10年度	5,500	9,326
平成5年度	7,782	11,868	平成11年度	4,234	8,554
平成6年度	4,214	9,158	平成12年度	5,444	4,609

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの印刷局特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第9巻「国有財産・造幣・印刷・専売」(昭和51年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)、大蔵省印刷局編『大蔵省印刷局史』(昭和37年)、大蔵省印刷局編『大蔵省印刷局百年史』第1巻(昭和46年)、第2巻(昭和47年)、第3巻(昭和49年)等を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 696-697ページ、『平成元年度特別会計予算書』129-132ページ。
- 3) 『国の予算』平成元年度 695ページ。
- 4) 『国の予算』平成12年度 539-540ページ。
- 5) 『国の予算』各年度を参照。
- 6) 『国の予算』平成12年度 540-541ページ、『平成12年度特別会計予算書』133-136ページ。
- 7) 『国の予算』各年度を参照。

表 1-2-4 印刷局特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	事業収入	74,855	78,074	82,525	86,312	87,407	88,420
	製品売払代	73,300	76,481	80,792	84,389	84,945	85,802
	官報其他広告料	1,555	1,593	1,733	1,923	2,462	2,618
	雑収入	9,240	9,717	11,907	10,233	9,128	7,819
	合 計	84,095	87,791	94,432	96,545	96,535	96,239
歳出	事業費	78,116	81,560	86,279	89,426	88,253	91,528
	人件費	44,472	45,103	46,737	48,382	45,663	46,618
	事業費	33,644	36,457	39,542	41,044	42,590	44,910
	予備費	500	500	500	500	500	500
	給与改善予備費	—	—	634	—	—	—
	合 計	78,616	82,060	87,413	89,926	88,753	92,028
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	事業収入	93,680	97,834	105,910	103,532	97,901	100,078
	製品売払代	90,906	94,873	102,284	99,764	93,719	95,238
	官報其他広告料	2,774	2,961	3,626	3,768	4,182	4,840
	雑収入	5,352	5,588	5,846	6,046	6,229	6,766
	合 計	99,032	103,422	111,756	109,579	104,130	106,844
歳出	事業費	94,443	96,921	104,881	103,679	99,497	101,000
	人件費	48,106	47,935	48,721	49,768	51,373	51,257
	事業費	46,336	48,986	56,160	53,911	48,123	49,743
	予備費	500	500	500	400	400	400
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	94,943	97,421	105,381	104,079	99,897	101,400

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」「予算特集」各号により作成。

3 アルコール専売事業特別会計

この会計は、アルコール専売事業を企業的に運営し、その経理を一般会計と区分するため設けられたものである。

[参考] 平成元年度の「アルコール専売事業特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 アルコール専売事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この法律において、アルコール専売事業とは、「アルコール専売法」

に規定するアルコールの製造、収納、販売等の事業及びその附帯業務をいう。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

アルコール専売事業は昭和12年度に大蔵省所管の専売局特別会計により開始された。戦時燃料政策の中で、「作業会計法中改正法律」（昭和17年法律第20号）により、昭和17年度に商工省所管の燃料局酒精部特別会計が設置され、アルコール専売事業に関する経理は同特別会計に移管された。さらに、アルコール専売事業のみならず石油専売事業も所管するため、「燃料局特別会計法」（昭和18年法律第16号）により、昭和18年度に燃料局特別会計と改称された。戦後、石油専売事業が廃止され、燃料局特別会計はアルコール専売事業のみを所管することとなったため、「アルコール専売事業特別会計法」（昭和22年法律第39号）により、アルコール専売事業特別会計に改組された。アルコール専売事業特別会計は「アルコール専売法」（昭和12年法律第32号）を実体法としており、昭和24年5月25日に商工省が通商産業省となったため、同日より所管は通商産業省となった。その後、政府直営工場の操業によるアルコール専売事業が続いていたが、「アルコール専売事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律」（昭和57年法律第37号）により、通商産業省が直営するアルコール製造事業が廃止となった。そのため、アルコール製造部門で行っていた製造業務は昭和57年10月1日に「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」（昭和55年法律第71号）に基づき設置された新エネルギー総合開発機構に移管され、事業資産等が出資債券に切り換えられた。以後、特別会計は同機構及び一部民間に製造委託したアルコールを政府が収納し専売する体制となった。¹⁾その後、新エネルギー総合開発機構は昭和63年10月1日に新エネルギー・産業技術総合開発機構に改組された。

アルコール専売事業で得た利益については、「印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」（昭和24年法律第64号）により、利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付するものとされた（同法第1条）。そのほか、「アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律」（昭和25年法律第30号）では、毎会計年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が前年度末よりも減少したときは、

減少額に相当する金額を当該年度の一般会計の歳入に納付しなければならないと規定されていた。

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

○ 平成元年度			
	(歳 入)		(歳 出)
(1) 事業収入	357億円	(1) 事業費	278億円
(アルコール売払代)		(2) 予備費	3億円
(2) 雑収入	0億円		
計	357億円	計	281億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-6のとおりである。

○ 平成12年度			
	(歳 入)		(歳 出)
(1) 事業収入	571億円	(1) 事業費	375億円
(アルコール売払代)		(2) 予備費	2億円
(2) 雑収入	0億円		
計	571億円	計	377億円

歳入は、当該年度の販売予定数量と政府売渡価格を基礎として事業収入を見込み、歳出は新エネルギー・産業技術総合開発機構等が生産するアルコールの収納に要する経費、事業の運営に必要な人件費、事務費等の所要額を計上している。

なお、印刷局特別会計と同様に歳入超過予算が編成されている。

平成元年度から平成12年度末まで、アルコールの製造は新エネルギー・産業技術総合開発機構と政府の委託を受けた民営工場により行われ、アルコール専売事業特別会計を通じて、専売利益の一般会計への繰入れ（専売納付金）が続いた。

平成元年度から平成12年度までの専売納付金は以下のとおりである。³⁾

表 1-2-5 平成元年度～平成12年度の専売納付金（決算額）の推移

(単位：百万円)

	納付金		納付金		納付金
平成元年度	9,504	平成5年度	14,339	平成9年度	17,823
平成2年度	10,584	平成6年度	16,704	平成10年度	19,897
平成3年度	11,997	平成7年度	16,331	平成11年度	25,203
平成4年度	13,243	平成8年度	16,905	平成12年度	—

政府は平成11年4月27日に閣議決定した「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」に基づき、平成13年度からアルコール専売制度を廃止する方針を定め、「アルコール事業法」（平成12年法律第36号）を公布し、平成12年度末で「アルコール専売法」と「アルコール専売事業特別会計法」を廃止した（同法附則第9条）。⁴⁾ これに伴い、これまで政府の認可価格で販売してきた特定アルコールについては、新エネルギー・産業技術総合開発機構が販売を行うものとした（同法第31条、第32条）。

なお、アルコールの流通管理については、平成13年度から「アルコール事業法」により行うこととなったため、アルコール専売事業特別会計は平成12年度末で廃止された。同時に、廃止の際に国が所有していたアルコールの製造、収納、販売等に係る事業資産は新エネルギー・産業技術総合開発機構が承継し、その資産額は政府出資に振り替えられた（同法附則第20条第1項、第2項）。また、特別会計が廃止される際に属していた権利及び義務は、同機構に承継されるものを除き一般会計に帰属させることになった（同法附則第21条第2項）。その際、現金は平成12年度の一般会計歳入に繰り入れられた（同条第3項）。

〔注〕

- 1) アルコール専売事業特別会計の前史と昭和63年度までについては、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。

アルコール専売事業については、通商産業省化学工業局アルコール事業部編『アルコール専売三十年史』（昭和44年）、通商産業省基礎産業局編『アルコール専売事業五十年史』（昭和62年）を参照。

- 2) 平成元年度予算については、『国の予算』平成元年度 724ページ、『平成元年度特別会計予算書』579-581ページ、平成12年度予算については、『国の予算』平成12年度 564ページ、『平成12年度特別会計予算書』619-621ページ。
- 3) 『特別会計決算参照書』各年度を参照。
- 4) 『国の予算』平成12年度 563ページ。「アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律」も併せて廃止され、「印刷局特別会計及びアルコール専売事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」は「印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律」に改正された（「アルコール事業法」附則第24条）。

表 1-2-6 アルコール専売事業特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	事業収入						
	アルコール売払代	35,701	37,724	40,002	43,344	44,928	45,368
	雑収入	17	17	17	89	19	118
	合 計	35,718	37,741	40,020	43,433	44,947	45,486
歳出	事業費	27,809	29,690	31,119	33,116	33,741	32,565
	人件費	2,023	2,160	1,966	2,007	2,203	2,289
	事業費	25,787	27,530	29,153	31,109	31,538	30,276
	予備費	250	250	250	250	250	250
	給与改善予備費	—	—	27	—	—	—
	合 計	28,059	29,940	31,396	33,366	33,991	32,815
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	事業収入						
	アルコール売払代	45,829	47,390	52,931	58,872	58,140	57,063
	雑収入	51	20	29	57	34	54
	合 計	45,880	47,410	52,960	58,930	58,174	57,116
歳出	事業費	31,061	32,490	35,875	38,405	37,647	37,478
	人件費	2,384	2,427	2,440	2,203	1,887	1,566
	事業費	28,677	30,063	33,435	36,202	35,760	35,912
	予備費	250	250	250	200	200	200
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	31,311	32,740	36,125	38,605	37,847	37,678

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

4 国有林野事業特別会計

(1) 概要

この会計は昭和22年に林政統一が実現したことに伴い、国有林を企業的に管理経営するため、「国有林野事業特別会計法」（昭和22年法律第38号）により経理されることとなった。

〔参考〕平成元年度の「国有林野事業特別会計法」

第1条（設置）

第1項 国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この法律において、国有林野事業とは、「国有林野法」第2条に規定する国有林野の管理経営の事業及びその附帯業務をいう。

第3項 この会計においては、「治山治水緊急措置法」（昭和35年法律第21号。以下この項において「法」という。）第3条に規定する治山事業五箇年計画の実施に伴い、前項の事業に係る経理のほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

- 一 法第2条の治山事業（国有林野事業に該当するものを除く。以下次号において「治山事業」という。）で国が施行するもの（以下「直轄治山事業」という。）
- 二 治山事業で都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金（以下「補助金等」という。）の交付
- 三 法第2条第1項各号に掲げる事業に係る同条第3項第1号又は第2号に掲げる事業で国が施行するものの管理

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

国有林の成立は、明治維新の際に行われた版籍奉還と社寺土地によって、藩有林と社寺有林が新政府に引き継がれたことに始まる。この国有林の一部は、① 明治19年に皇室財産として御料林に編入され、② 北海道の国有林は道内の拓殖政策の一環として拓務省を経て内務省の所管となり、③ その他の国有林については農林省所管とされた。

しかし、昭和22年4月1日に旧帝室林野局所管の御料林が、また同年5月1

日に旧内務省所管の北海道国有林が、それぞれ農林省に移管された。従来からの農林省所管の国有林野と統合され、ここに林政統一が実現した。¹⁾

現業部門の国有林野事業の管理は農林省林野局で行っていたが、昭和24年6月1日に農林省の外局である林野庁にその所管が移された。

その後、昭和34年の伊勢湾台風を契機に制定された「治山治水緊急措置法」(昭和35年法律第21号)に基づく治山事業10か年計画の実施に伴い、この計画の実施に係る国の経理を明確にするため、「国有林野事業特別会計法」の一部が改正され、国有林野事業特別会計が現業部門の国有林野事業を所管することとなった。これにより、従来の国有林野の管理経営事業に関する経理を同会計の国有林野事業勘定で、一般会計から委託を受けて実施してきた民有林直轄治山事業の施行と補助治山事業の補助金等の交付事務を別に設置した治山勘定で行うこととなった。²⁾ このように、国有林野事業特別会計は、他の特別会計では見られない、異なる性格をもった2勘定で経理する体制となった。

国有林野事業は厳しい財務事情にかんがみ、昭和53年度には「国有林野事業改善特別措置法」(昭和53年法律第88号)を制定し、造林、林道開設に要する事業施設費に一般会計からの繰入れを開始し、昭和58年度には林道の災害復旧に要する経費を繰入れ対象とするとともに、国有林野治山事業をすべて一般会計の負担により治山勘定で行うこととなった。³⁾

昭和59年度以降についても、国有林野事業の厳しい財務状況に対応して、同事業の健全な経営を確立し、今後ともその使命を十全に果たしていくため、事務事業の見直しを行っている。平成以降の具体的な見直しをみると、平成3年度においては、「林政審議会答申」(平成2年12月)の趣旨を踏まえ、「国有林野事業経営改善大綱」(平成2年12月18日閣議了解)に即して、昭和53年に制定した「国有林野事業改善特別措置法」等の改正を行い、自己収入の確保と支出の縮減による自主的改善努力と所要の財務措置を講ずることとしている。⁴⁾

平成4年度予算では「国有林野事業の改善に関する計画」(平成3年7月策定)に基づき、一層の経営改善を進める予算を編成している。⁵⁾ 平成5年度以降も自己収入の確保、支出においては人件費を中心とした経費の縮減等により、できる限りの経営改善努力を毎年度行ってきたところであるが、木材価格の低迷等により厳しい財務状況が続いた。

平成10年度においては、国有林野事業の健全な運営が確保され、使命が十全

に果たされるよう、「国有林野事業の改革のための特別措置法」（平成10年法律第134号）等に基づき、国有林野事業特別会計を、独立採算制を前提とした企業特別会計制度から一般会計より受入れを前提とした特別会計制度に移行することとした。

この平成10年度における抜本的改革の概要は次のとおりである。⁶⁾

- ① 国有林野の管理経営を木材生産機能重視から公益的機能重視に転換。
- ② 国の業務を限定し、造林、丸太生産等の事業の実施は全面的に民間に委託。
- ③ 組織・要員については、徹底した合理化、縮減を図る。
- ④ 累積債務についての処理方策は次のとおり。
 - (i) 累積債務のうちの返済不能債務約2.8兆円については、一般会計に承継。
 - (ii) 返済可能債務約1兆円については、国有林野事業特別会計が利子補給を受けつつ、民間借入れによる借換え等を行い、約50年かけて返済。
 - (iii) 2.8兆円の利払費については、繰上げ償還により金利負担を軽減した上で、一般会計における国債費とたばこ特別税により手当てする。

上記のとおり、平成10年度に抜本的改革に着手した。

（2）国有林野事業勘定

この勘定は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）に規定する国有林野の管理経営の事業及びその附帯業務を行うほか、治山勘定において実施する直轄治山事業に必要な人件費及び事務費の経理を行うものである。

平成元年度予算は、国有林野事業の厳しい財務状況の中で、昭和62年7月に改訂した改善計画に基づき、自己収入の確保と支出の縮減による自主的改善努力と所要の財政措置を講じて編成された。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 国有林野事業収入	2,821億円	(1) 管理に必要な経費	4,816億円
(2) 借入金	2,700億円	(2) その他	982億円
(3) その他 (一般会計、治山勘定より 受入)	277億円	(事業実施に必要な経 費等)	
計	5,798億円	計	5,798億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-7のとおりである。

この勘定の歳入は、木材の需要動向に応じた積極的な販売活動の推進、土地の売払いの促進、分収育林の積極的な推進により自己収入確保に努める業務収入等の国有林野事業収入、林業基盤整備、職員の退職手当、及び償還金の支払いの財源に充てるための資金運用部資金の借入金等である。歳出は、木材等林産物の搬出、資材の運搬及び森林の管理等に必要な林道事業、活力ある森林を計画的に整備していくために必要な育林及び種苗事業等に要する経費等について所要額を計上している。⁸⁾

平成以降の国有林野事業勘定については、概要でも述べているが、木材価格等林野事業を取り巻く環境が好転せず、同勘定では損失が累積しつつ繰り越され、平成7年度末の累積損失は1兆5076億円、平成8年度にも1067億円の追加損失が発生していた。⁹⁾ この累積損失の処理は当時の制度のままでは極めて困難とみなされていたため、「国鉄長期債務の処理のための具体的処理方策及び国有林野事業の抜本的改革について」(平成9年12月25日閣議決定)で、国有林野事業の債務について、確実かつ円滑な元利償還の実施及び債務の縮減を行い、健全に国有林野事業を運営していく方針が打ち出された。¹⁰⁾ その方針に沿った国有林野事業の長期債務の抜本的解決策として、「国有林野事業の改革のための特別措置法」(平成10年法律第134号)と「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」(同年法律第135号)が公布され、平成10年度に抜本的改革が行われた。¹¹⁾

すなわち、「国有林野事業の改革のための特別措置法」により、政府は国有林野事業の危機的状况にかんがみ、特定債務の一般会計への帰属とその他必要な措置を定めるとし(同法第1条)、また、国有林野事業の改革は平成15年度までの期間を集中改革期間として実施し(同法第4条)、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営に転換することとした(同法第5条)。

平成10年度に抜本的改革に着手した国有林野事業勘定予算は、平成11年度以降国有林野の管理経営の公益的機能重視への転換、組織・要員の徹底した縮減合理化を図るなど、歳入歳出両面にわたって厳しい見直しを行い、編成された。

平成12年度における歳入歳出予算は次のとおりとなっている。¹²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 国有林野事業収入	704億円	(1) 管理に必要な経費	2,049億円
(2) 借入金	1,002億円	(2) その他	514億円
(3) その他	857億円	(事業実施に必要な経費等)	
(一般会計、治山勘定より受入)			
計	2,563億円	計	2,563億円

(3) 治山勘定

この勘定は、治山事業の経理を一般会計と区分して行い、治山事業計画を的確に実施することを目的として、昭和35年度に設置されたものである。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	1,381億円	(1) 治山事業費	1,193億円
(2) 産業投資特別会計より受入	310億円	(2) 治山事業資金貸付金	287億円
(3) その他	66億円	(3) その他	277億円
(地方公共団体工事費負担金収入等)		(北海道治山事業費、治山事業工事諸費等)	
計	1,757億円	計	1,757億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-7のとおりである。

この勘定の歳入は、一般会計より受入と産業投資特別会計より受入、地方公共団体工事費負担金収入を主な財源とし、歳出は荒廃地等の復旧、予防対策、防災林造成、保安林整備の推進に要する治山事業費等、治山事業資金貸付金、治山事業工事諸費等、所要額を計上している。

平成2年度以降の治山事業の流れをみると、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号)の公布により、公共投資の圧縮が打ち出されたため(同法第14条、第15条)、「治山治水緊急措置法」の「治山事業5か

年計画」が「治山事業7か年計画」へと2年延長された（同法附則第21条）。それに伴い、治山勘定の事業も「治山事業5か年計画」から「治山事業7か年計画」に沿った治山事業に改められ、平成10年度より一般会計からの繰入れが圧縮された。すなわち、平成9年度における一般会計より受入は2021億円であったが、平成10年度には1841億円に減少している。¹⁴⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁵⁾

(歳入)		(歳出)	
(1) 一般会計より受入	1,874億円	(1) 治山事業費	1,583億円
(2) その他 (地方公共団体工事費負担 金収入等)	48億円	(2) 北海道治山事業費	159億円
		(3) 治山事業工事諸費	144億円
		(4) その他 (離島治山事業費等)	36億円
計	1,923億円	計	1,923億円

平成12年度の歳入歳出予算は、当初予算ベースで見ると、わずかながら増加している。歳入は一般会計より受入と地方公共団体工事費負担金収入を主な財源とし、歳出は従前と同様、荒廃地等の復旧、予防対策、水源地域整備等に重点を置くとともに、保安林整備の推進に要する治山事業費、治山事業工事諸費等、所要額を計上している。

〔注〕

- 1) 国有林野事業の統一については、林野庁『国有林10年の歩み』（昭和32年）を参照。昭和63年度までの国有林野事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、同『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 697ページ。
- 3) 同上 701ページ。
- 4) 『国の予算』平成3年度 704ページ。
- 5) 『国の予算』平成4年度 690ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 545-546ページ。
- 7) 『国の予算』平成元年度 702-703ページ、『平成元年度特別会計予算書』469-473ページ。なお、国有林野事業勘定借入金は資金運用部の財政投融资計画に計上されている

- (『国の予算』平成元年度 1010ページ)。
- 8) 『国の予算』平成元年度 702ページ。
- 9) 『平成8年度特別会計決算参照書』385ページ。
- 10) 『国の予算』平成10年度 692ページ。
- 11) 『国の予算』平成12年度 546ページ。
- 12) 同上 547-548ページ、『平成12年度特別会計予算書』499-504ページ。
- 13) 『国の予算』平成元年度 704-706ページ、『平成元年度特別会計予算書』474-479ページ。
- 14) 『平成9年度特別会計予算書』483ページ、『平成10年度特別会計予算書』489ページ。
- 15) 『国の予算』平成12年度 548-550ページ、『平成12年度特別会計予算書』505-510ページ。

表 1-2-7 国有林野事業特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国有林野事業勘定							
歳入	国有林野事業収入	282,092	288,334	314,325	310,333	270,138	247,140
	業務収入	206,188	210,639	225,163	213,749	165,093	140,001
	林野売払代	29,250	26,066	—	—	—	—
	林野等売払代	—	—	72,576	80,680	89,992	92,000
	雑収入	46,654	51,629	16,587	15,904	15,053	15,139
	一般会計より受入	16,398	18,592	24,952	30,305	36,347	41,417
	他勘定より受入						
	治山勘定より受入	11,311	12,195	13,311	14,166	15,280	16,159
	借入金	270,000	264,000	258,000	260,700	288,000	288,000
合計	579,801	583,121	610,588	615,504	609,764	592,716	
歳出	国有林野事業費	576,801	580,121	604,168	612,504	606,764	589,716
	管理経費	481,596	486,470	508,618	511,791	512,391	503,813
	事業経費	92,321	90,767	92,665	96,966	90,537	82,972
	林道施設等災害復旧事業費	2,884	2,884	2,884	2,884	2,884	2,884
	森林災害復旧造林事業費	—	—	—	863	953	47
	予備費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	給与改善予備費	—	—	3,420	—	—	—
	合計	579,801	583,121	610,588	615,504	609,764	592,716
			平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
治山勘定							
歳入	一般会計より受入	138,060	137,484	141,684	176,857	185,726	253,791
	産業投資特別会計より受入	31,042	30,779	31,407	2,016	617	—

歳入	地方公共団体工事 費負担金収入	6,533	6,473	5,459	5,385	4,272	4,294
	償還金収入	—	—	—	—	2,309	64,186
	雑収入	7	7	6	10	9	9
	前年度剰余金受入	93	102	116	90	91	91
	合 計	175,735	174,845	178,672	184,358	193,025	322,371
歳出	治山事業費	119,286	117,798	119,521	150,862	156,742	218,909
	北海道治山事業費	11,223	11,153	11,413	14,154	14,672	19,555
	離島治山事業費	1,996	2,005	2,060	2,139	2,304	2,382
	沖繩治山事業費	442	446	481	549	626	705
	治山事業資金貸付金	28,709	28,444	29,072	2,016	617	—
	北海道治山事業資 金貸付金	2,333	2,335	—	—	—	—
	北海道治山事業貸 付金	—	—	2,335	—	—	—
	治山事業工事諸費	11,646	12,564	13,690	14,538	15,654	16,534
	産業投資特別会計 へ繰入	—	—	—	—	2,309	64,186
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合 計	175,735	174,845	178,672	184,358	193,025	322,371
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
国有林野事業勘定							
歳入	国有林野事業収入	238,403	233,025	223,363	112,186	79,534	70,411
	業務収入	131,338	123,576	113,928	60,249	40,997	31,191
	林野売払代	—	—	—	—	—	—
	林野等売払代	92,000	92,000	92,000	40,000	29,000	30,000
	雑収入	15,064	17,449	17,435	11,937	9,537	9,220
	一般会計より受入	45,881	52,862	57,568	44,015	70,547	71,603
	他勘定より受入						
	治山勘定より受入	16,050	15,961	15,878	14,074	14,050	14,052
	借入金	287,000	280,000	277,000	229,600	80,300	100,200
合 計	587,334	581,848	573,809	399,875	244,431	256,266	
歳出	国有林野事業費	584,334	580,348	572,309	398,375	242,931	254,766
	管理経費	504,995	505,771	500,521	338,757	192,474	204,867
	事業経費	76,365	71,542	68,846	56,676	47,515	47,074
	林道施設等災害 復旧事業費	2,884	2,884	2,940	2,940	2,940	2,823
	森林災害復旧造 林事業費	90	151	2	2	2	2
	予備費	3,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	587,334	581,848	573,809	399,875	244,431	256,266

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
治山勘定							
歳入	一般会計より受入	195,297	201,465	202,052	184,052	186,331	187,435
	産業投資特別会計より受入	106	—	—	—	—	—
	地方公共団体工事費負担金収入	4,250	4,439	4,699	4,459	4,639	4,547
	償還金収入	113	8	8	8	8	—
	雑収入	9	11	6	19	9	10
	前年度剰余金受入	99	105	121	232	296	260
	合計	199,875	206,028	206,886	188,770	191,282	192,253
歳出	治山事業費	164,207	169,723	170,523	155,956	157,292	158,281
	北海道治山事業費	15,368	16,033	16,046	14,680	15,916	15,919
	離島治山事業費	2,689	2,868	2,904	2,646	2,603	2,568
	沖縄治山事業費	875	967	1,024	933	944	956
	治山事業資金貸付金	106	—	—	—	—	—
	北海道治山事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道治山事業貸付金	—	—	—	—	—	—
	治山事業工事諸費	16,417	16,329	16,281	14,447	14,420	14,429
	産業投資特別会計へ繰入	113	8	8	8	8	—
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	199,875	206,028	206,886	188,770	191,282	192,253

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

5 郵政事業特別会計

この会計は、(1) 郵便、(2) 郵便為替及び郵便振替、(3) 郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の取扱業務、(4) 日本電信電話株式会社から委託された電信電話業務、(5) 印紙の売さばきに関する事務、(6) 年金及び恩給の支給その他国庫金等の受入れ及び払渡しに関する事務、(7) 国債等の募集の取扱い等に関する事務等を経理するために設置されたものである。このうち、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の事業そのものはそれぞれ特別会計で経理されているが、これらの事業の業務取扱費、営繕費については郵政事業特別会計が両特別会計から財源を受け入れて経理している。¹⁾

郵政事業は、国民生活と密接な関連を有しており、平成元年から平成12年に

かけて、その事業は年々拡大している。

〔参考〕平成元年度の「郵政事業特別会計法」

第1条（設置）

郵政事業を企業的に経営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と分つて経理する。

第2条（郵政事業の範囲）

この法律において「郵政事業」とは、郵便、郵便為替及び郵便振替の事業、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の取扱いに関する業務、日本電信電話株式会社、国際電信電話株式会社、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から郵政省に委託された業務、日本放送協会、国家公務員等共済組合又は国家公務員等共済組合連合会から郵政省に委託された事務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上げ並びにその割増金の支払に関する事務、印紙の売りさばきに関する事務、年金及び恩給の支給その他国庫金の受入れ払渡しに関する事務、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に関する事務並びにこれらの附帯業務をいう。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

郵便事業は政府の直営として一般会計で経理されてきたが、「通信事業特別会計法」（昭和8年法律第41号）により、昭和8年度から通信事業特別会計で経理された。また、「通信事業特別会計法」（昭和22年法律第41号）が改正され、発生主義の原則が導入された。更に「郵政事業特別会計法」（昭和24年法律第109号）の施行により、昭和24年6月1日に通信事業特別会計が廃止され、電気通信事業を除く郵便事業等は郵政事業特別会計の経理に切り替えられた。また、それまで所管官庁であった逓信省が郵政省となり、郵政事業特別会計は同省の所管となった。²⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 業務収入	2兆8,997億円	(1) 業務費	2兆8,000億円
(2) 業務外収入	2兆4,159億円	(2) 業務外支出	2兆4,159億円
(3) その他 (借入金、設備負担 金等)	2,667億円	(3) その他 (局舎其他施設費、 借入金償還等)	3,664億円
計	5兆5,823億円	計	5兆5,823億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-9のとおりである。

歳入のうち約半分を占める業務収入は、切手収入、葉書類代等の郵便業務収入と郵便貯金特別会計、簡易生命保険及郵便年金特別会計、日本電信電話株式会社よりの受入れ、国税金取扱事務費等の受託業務収入等で構成されている。また、業務外収入も予算の約半分を占めているが、そのほとんどが収入印紙収入と自動車重量税印紙収入で占められており、その計上額はそれぞれの印紙収入見込額となっている。

歳出は、職員の人件費、物件費を中心とした業務費と収入印紙収入繰入及買戻金、自動車重量税印紙収入繰入及買戻金等の業務外支出について、各々に対応する業務外収入と同額を予算計上している。

郵便事業の平成元年度の損益についてみると、昭和63年度に約200億通であった通常郵便の引受枚数が約211億通に増加したため、利益は139億円から166億円へと増大し、累積利益金は559億円となっていた。⁴⁾

郵便料金については、消費税導入時の消費税相当分の値上げを除いて手紙及び葉書の料金は据え置かれていたが、平成6年度の予算編成に当たり、人件費の累増等により平成5年度末の補正後予算ベース（見込額）で累積赤字が1200億円を超えることが見込まれたことから、平成6年1月24日の郵政省令の改正により手紙80円、葉書50円等の料金改正が行われた。

このような料金改定等に伴い、平成6年度から平成9年度までは、単年度で利益を計上し、平成6年度には累積欠損金が解消された。しかし、平成10年度以降3年間は厳しい景気の影響等を受け、業務収入が低迷し、単年度で赤字計上となった。⁵⁾

以下は、平成5年度から平成12年度までの損益計算の推移である。⁶⁾

表 1-2-8 平成5年度～平成12年度までの損益推移（決算ベース）

(単位：億円)

	平成5年度	6年度	7年度	8年度
収益	19,611	22,348	22,865	23,362
費用	20,443	21,201	21,647	22,419
利益又は欠損	△832	1,147	1,218	943
累積利益金	△1,002	145	1,363	2,306
	平成9年度	10年度	11年度	12年度
収益	23,138	22,365	22,438	22,424
費用	22,940	22,990	22,991	22,524
利益又は欠損	198	△625	△553	△100
累積利益金	2,504	1,879	1,326	1,226

また、「郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律」（平成10年法律第78号）により、「郵政事業特別会計法」が一部改正され、金融機関から郵政省に委託された金銭の受入れ又は払渡しに関する事務が追加された（「郵政事業特別会計法」第2条）。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 業務収入	4兆3,547億円	(1) 業務費	4兆1,424億円
(2) 業務外収入	2兆4,845億円	(2) 業務外支出	2兆4,845億円
(3) その他	7,328億円	(3) その他	9,451億円
(借入金、設備負担 金等)		(局舎其他施設費、 借入金償還等)	
計	7兆5,720億円	計	7兆5,720億円

なお、業務収入は郵便業務収入、受託業務収入等で、業務外収入は収入印紙収入や自動車重量税印紙収入等で、それぞれ構成されている。

また、業務費は郵便費や為替貯金費等で、業務外支出は収入印紙収入繰入及買戻金や自動車重量税印紙収入繰入及買戻金等で、それぞれ構成されている。

なお、平成15年4月1日に日本郵政公社が設立されるに伴い、「日本郵政公社法施行法」（平成14年法律第98号）が公布され、郵政事業特別会計は平成15年3月31日で廃止された。

〔注〕

- 1) 『国の予算』平成元年度 739-740ページ。
- 2) 逓信省は昭和18年11月1日に鉄道省と統合され、運輸通信省となったが、昭和21年7月1日に再置された。電気通信事業は「電気通信事業特別会計法」（昭和24年法律第110号）により、電気通信特別会計として経理されたが、昭和27年8月1日に日本電信電話公社が設置されたことに伴い廃止された。

昭和20年までの通信事業特別会計については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」（昭和34年、東洋経済新報社）、占領期の通信事業特別会計と郵政事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」（昭和59年、東洋経済新報社）、昭和27年度以降の郵政事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。

郵政事業一般については、逓信省編『逓信事業史』第2巻「郵便」（昭和15年、逓信協会）、郵政省編『続逓信事業史』第3巻「郵便」（昭和35年、前島会）を参照。

- 3) 『国の予算』平成元年度 741-743ページ、『平成元年度特別会計予算書』679-685ページ。
- 4) 『国の予算』平成3年度 739-740ページ。
- 5) 『国の予算』平成12年度 579-580ページ。
- 6) 『国の予算』各年度を参照。
- 7) 『国の予算』平成12年度 581-582ページ、『平成12年度特別会計予算書』719-726ページ。

表 1-2-9 郵政事業特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
業務収入	2,899,698	3,099,023	3,324,023	3,567,525	3,823,379	4,085,979
業務収入	1,513,883	1,629,854	1,757,370	1,884,213	1,973,714	2,142,728
郵便業務収入	1,465,601	1,574,816	1,693,254	1,814,430	1,907,070	2,075,101
為替振替業務収入	48,282	55,037	64,116	69,783	66,644	67,627
受託業務収入	1,281,556	1,357,421	1,442,914	1,564,819	1,727,776	1,821,630
他会計より受入	1,238,069	1,324,142	1,414,711	1,541,237	1,708,221	1,803,040
政府関係機関より受入	4	3	2	2	1	1
共済組合より受入	32	50	53	54	40	41
日本放送協会より受入	3,047	3,239	3,239	3,071	3,088	3,106
日本銀行より受入	5,268	4,431	—	—	—	—
日本銀行等より受入	—	—	4,399	4,414	4,101	4,045
日本電信電話株式会社より受入	35,136	25,556	20,511	16,041	12,326	11,397
日本電信電話株式会社等より受入	—	—	—	—	—	—
東日本電信電話株式会社等より受入	—	—	—	—	—	—
雑収入	104,259	111,749	123,739	118,493	121,889	121,621
業務外収入	2,415,882	2,613,833	2,826,118	2,437,844	2,538,373	2,486,086
収入印紙収入	1,554,000	1,644,000	1,822,000	1,386,000	1,429,000	1,340,000
自動車重量税印紙収入	745,300	837,300	853,300	898,700	922,700	976,000
雇用保険印紙収入	2,701	2,509	2,004	1,637	1,321	1,241
健康保険印紙収入	20,071	16,493	17,069	17,563	16,179	14,512
特許印紙収入	51,275	54,552	59,271	63,558	82,408	71,059
登記印紙収入	42,535	58,980	72,474	70,386	86,765	83,274
資本収入	266,734	268,496	314,913	432,367	544,734	561,496
借入金	204,500	202,200	221,400	321,200	468,200	474,900
設備負担金	62,234	66,296	93,513	111,167	76,534	86,596
合 計	5,582,314	5,981,352	6,465,054	6,437,736	6,906,486	7,133,561

歳入

歳出	業務費	2,800,026	2,980,178	3,174,135	3,454,199	3,725,677	3,811,553
	総係費	567,115	599,143	642,605	700,251	742,005	763,065
	郵便費	1,230,572	1,300,257	1,391,101	1,516,167	1,618,199	1,606,443
	為替貯金費	541,465	595,785	627,757	691,309	758,974	814,810
	保険年金費	421,696	444,822	469,938	—	—	—
	簡易生命保険費	—	—	—	502,260	560,306	583,258
	他会計へ繰入	39,179	40,171	42,734	44,212	46,193	43,977
	業務外支出	2,415,882	2,613,833	2,826,118	2,437,844	2,538,373	2,486,086
	収入印紙収入繰入 及買戻金	1,554,000	1,644,000	1,822,000	1,386,000	1,429,000	1,340,000
	自動車重量税印 紙収入繰入及買 戻金	745,300	837,300	853,300	898,700	922,700	976,000
	雇用保険印紙収 入繰入及買戻金	2,701	2,509	2,004	1,637	1,321	1,241
	健康保険印紙収 入繰入及買戻金	20,071	16,493	17,069	17,563	16,179	14,512
	特許印紙収入繰 入及買戻金	51,275	54,552	59,271	63,558	82,408	71,059
	登記印紙収入繰 入及買戻金	42,535	58,980	72,474	70,386	86,765	83,274
	局舎其他施設費	187,337	219,471	262,286	329,416	331,685	341,870
	借入金償還	159,069	147,870	153,942	196,277	290,751	474,052
	予備費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
給与改善予備費	—	—	28,573	—	—	—	
合 計	5,582,314	5,981,352	6,465,054	6,437,736	6,906,486	7,133,561	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	業務収入	4,225,288	4,352,161	4,478,673	4,459,437	4,319,120	4,354,704
	業務収入	2,177,586	2,225,462	2,259,996	2,292,320	2,176,404	2,179,698
	郵便業務収入	2,105,305	2,150,791	2,185,013	2,217,795	2,097,434	2,110,452
	為替振替業務 収入	72,281	74,671	74,983	74,526	78,970	69,246
	受託業務収入	1,910,008	1,990,001	2,065,057	2,025,574	2,013,539	2,048,330
	他会計より受入	1,893,301	1,972,920	2,048,723	2,009,252	2,000,780	2,032,264
	政府関係機関 より受入	1	1	1	1	0	0
	共済組合より 受入	42	43	45	46	47	48
	日本放送協会 より受入	3,131	3,175	3,286	3,401	3,428	3,317
	日本銀行より 受入	—	—	—	—	—	—

歳入	日本銀行等より受入	3,467	3,641	2,549	2,694	2,982	7,945
	日本電信電話株式会社より受入	10,067	10,221	10,454	10,182	—	—
	日本電信電話株式会社等より受入	—	—	—	—	6,302	—
	東日本電信電話株式会社等より受入	—	—	—	—	—	4,756
	雑収入	137,694	136,698	153,621	141,543	129,177	126,676
	業務外収入	2,651,809	2,826,620	2,948,243	2,785,244	2,543,196	2,484,459
	収入印紙収入	1,458,000	1,574,000	1,650,000	1,465,000	1,211,000	1,174,000
	自動車重量税印紙収入	1,020,000	1,073,400	1,118,700	1,120,000	1,121,300	1,109,300
	雇用保険印紙収入	1,229	1,051	908	705	956	955
	健康保険印紙収入	11,640	10,234	9,632	8,685	7,405	6,481
	特許印紙収入	74,628	81,351	76,822	75,693	90,584	90,804
	登記印紙収入	86,313	86,584	92,182	115,161	111,951	102,920
	資本収入	484,717	454,205	452,422	480,282	754,643	732,848
	借入金	426,100	384,200	390,600	380,600	653,500	674,300
設備負担金	58,617	70,005	61,822	99,682	101,143	58,548	
合計	7,361,814	7,632,985	7,879,338	7,724,963	7,616,959	7,572,011	
歳出	業務費	3,948,800	4,072,336	4,208,506	4,182,280	4,143,920	4,142,425
	総係費	778,779	795,263	822,973	826,008	832,996	821,376
	郵便費	1,653,122	1,702,560	1,771,853	1,790,300	1,774,968	1,779,789
	為替貯金費	859,207	911,767	945,680	933,580	914,958	941,451
	保険年金費	—	—	—	—	—	—
	簡易生命保険費	613,608	623,742	635,115	603,536	595,698	578,892
	他会計へ繰入	44,084	39,003	32,884	28,855	25,300	20,916
	業務外支出	2,651,809	2,826,620	2,948,243	2,785,244	2,543,196	2,484,459
	収入印紙収入繰入及買戻金	1,458,000	1,574,000	1,650,000	1,465,000	1,211,000	1,174,000
	自動車重量税印紙収入繰入及買戻金	1,020,000	1,073,400	1,118,700	1,120,000	1,121,300	1,109,300
	雇用保険印紙収入繰入及買戻金	1,229	1,051	908	705	956	955
	健康保険印紙収入繰入及買戻金	11,640	10,234	9,632	8,685	7,405	6,481
特許印紙収入繰入及買戻金	74,628	81,351	76,822	75,693	90,584	90,804	

40 第2章 事業特別会計

歳出	登記印紙収入繰 入及買戻金	86,313	86,584	92,182	115,161	111,951	102,920
	局舎其他施設費	281,886	285,010	321,505	343,699	334,065	264,857
	借入金償還	459,319	429,020	381,084	393,740	575,778	660,270
	予備費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	給与改善予備費	—	—	—	—	—	—
	合 計	7,361,814	7,632,985	7,879,338	7,724,963	7,616,959	7,572,011

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

第3節 公共事業特別会計及びその他の事業特別会計

1 道路整備特別会計

この会計は、昭和33年度の第2次道路整備5か年計画の策定に対応して設けられたもので、道路整備の特定財源となっている揮発油税収入相当額、一般会計より受入、及び特別会計の直轄事業に係る地方公共団体の直轄分担金等を財源として、道路整備事業の推進を図ることを目的として創設されたものである。¹⁾

〔参考〕平成元年度の「道路整備特別会計法」

第1条（設置）

第1項 「道路整備緊急措置法」（昭和33年法律第34号）第3条の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の2分の1に相当する金額を同法第2条の道路整備五箇年計画の実施に要する経費で国が支弁するものの財源に充てて行う道路整備事業（同条第1項に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕（以下「道路の整備」という。）に関する事業で国が行うもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、道路の整備に関する事業で国が行うものに密接に関連のあるものであつて、「道路法」（昭和27年法律第180号）第38条第1項に規定する道路の占用に関する工事、同法第58条第1項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第59条第1項に規定する他の工事に該当するものうち国以外の者がその費用の全額を負担し、国が直轄で施行するもの（以下「附帯工事」という。）及び国が委託に基き施行するもの（以下「受託工事」という。）に関する経理をも行うものとする。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

道路整備を急ぐため、「特定道路整備事業特別会計法」（昭和27年法律第170号）が公布され、特定道路整備事業特別会計が同年7月1日に設置された。一部の道路については資金運用部資金を借り入れて道路整備を行い、建設費を受益者負担により償還する制度が導入された。特定道路整備事業特別会計の実体法は「道路整備特別措置法」（昭和31年法律第7号）である。「日本道路公団法」（昭和31年法律第6号）により、同年4月16日に日本道路公団が設置されると、同日をもって特定道路整備事業特別会計は廃止された。更に特定財源を特別会計に取り入れて道路整備の促進を図るため、「道路整備特別会計法」（昭和33年法律第35号）が公布され、同年4月1日に道路整備特別会計が設置された。道路整備特別会計の実体法は「道路整備緊急措置法」（昭和33年法律第34号）である。²⁾ 以後、道路整備5か年計画が改定されるたびに、「道路整備緊急措置法」の一部改正が行われている。

揮発油税収入は全額この特別会計に受け入れられ、石油ガス税は一般会計税収として、その2分の1が繰り入れられる（「道路整備特別会計法」第1条）。産業投資特別会計より受入の原資は、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号）に基づく社会資本整備財源である。地方公共団体工事費負担金収入は道路整備に伴う当該地方公共団体の受益者負担分である。³⁾

平成元年度予算は、第10次道路整備5か年計画の第2年度として事業の推進を図ることを目的として、高速自動車交通網の形成に資する高規格幹線道路、都市居住環境の向上及び良好な市街地形成のための街路、大都市圏環状道路、地域社会の基盤となる道路の建設等の促進を図るとともに、交通安全対策等、生活に密着した事業等に重点配分している。その結果、昭和63年度当初予算に比べ857億円（2.8%）の増加となっている。⁴⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

第3節 公共事業特別会計及びその他の事業特別会計 43

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	1兆7,529億円	(1) 道路事業費	1兆4,962億円
(2) 揮発油税	4,550億円	(2) 地方道路整備臨時交付金	4,550億円
(3) 地方公共団体工事費負担金収入	5,039億円	(3) 北海道道路事業費	2,410億円
(4) 産業投資特別会計より受入	3,898億円	(4) 街路事業費	2,326億円
(5) その他	1,803億円	(5) 道路事業資金貸付金	2,246億円
(受託工事納付金収入、附帯工事費負担金収入等)		(6) その他	6,325億円
		(街路事業資金貸付金等)	
計	3兆2,819億円	計	3兆2,819億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-10のとおりである。

平成元年度以降、平成12年度までに事業量の増大が続いたが、これは揮発油税が伸び続けたことによる。平成12年度予算は第12次道路整備5か年計画の第3年度として事業の推進を図ることを目的として、全国的な交流ネットワークの形成及び物流の効率化対策に資する高規格幹線道路、都市居住環境の向上及び良好な市街地形成のための街路、大都市圏環状道路、地域社会の基盤となる道路の建設等の促進を図るとともに、渋滞対策、防災対策、交通安全対策等、生活に密着した事業等に重点配分している。その結果、平成11年度当初予算に比べ、1122億円(2.75%)の増加となっている。⁶⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	2兆7,480億円	(1) 道路事業費	2兆1,425億円
(2) 揮発油税	6,934億円	(2) 地方道路整備臨時交付金	6,934億円
(3) 地方公共団体工事費負担金収入	5,860億円	(3) 日本道路公団等事業助成費	4,015億円
(4) その他	3,509億円	(4) 北海道道路事業費	3,420億円
(産業投資特別会計より受入、受託工事納付金収入等)		(5) その他	7,989億円
		(街路事業費、沖縄道路事業費、道路事業工事諸費等)	
計	4兆3,784億円	計	4兆3,784億円

〔注〕

1) 『国の予算』昭和35年度 555ページ。

- 2) 道路整備特別会計の前史と昭和63年度までの時期については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。揮発油税は「揮発油税法」（昭和32年法律第55号）により、また石油ガス税は「石油ガス税法」（昭和40年法律第156号）に規定されている。
- 3) 『平成元年度特別会計予算書』764ページ。
- 4) 『国の予算』平成元年度 746ページ。
- 5) 『平成元年度特別会計予算書』763-776ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 586ページ。
- 7) 『平成12年度特別会計予算書』803-816ページ。

表 1-2-10 道路整備特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	揮発油税	455,000	501,100	534,400	552,800	572,500	594,800
	一般会計より受入	1,752,855	1,757,891	1,868,214	2,256,272	2,401,588	3,072,725
	産業投資特別会計より受入	389,759	388,749	394,181	106,718	95,656	90,535
	地方公共団体工事費負担金収入	503,944	517,529	498,176	507,166	476,249	481,441
	償還金収入	16,694	22,855	27,296	34,585	78,608	650,606
	附帯工事費負担金収入	47,912	55,412	55,892	74,266	70,223	78,744
	受託工事納付金収入	93,415	87,528	89,024	91,298	72,339	67,072
	前年度剰余金受入	9,000	8,479	10,713	6,551	4,006	2,274
	雑収入	13,312	14,472	15,276	15,948	16,073	16,280
	合計	3,281,891	3,354,015	3,493,172	3,645,604	3,787,242	5,054,477
歳出	道路事業費	1,496,188	1,509,555	1,563,535	1,754,403	1,818,365	2,151,328
	北海道道路事業費	241,023	244,210	250,636	293,359	308,399	378,596
	街路事業費	232,601	214,728	216,848	309,193	304,336	462,222
	北海道街路事業費	16,588	15,856	16,277	29,815	30,185	56,050
	建設機械整備費	8,726	8,883	9,154	9,513	9,822	9,980
	北海道建設機械整備費	5,232	5,254	5,318	5,526	5,723	5,725
	離島道路事業費	24,578	24,766	26,947	32,578	33,578	44,613
	沖縄道路事業費	71,456	71,667	74,075	89,721	95,254	120,294
	地方道路整備臨時交付金	455,000	501,100	534,400	552,800	572,500	594,800
	日本道路公団等事業助成費	79,714	96,501	112,784	132,562	165,875	197,890

歳出	日本道路公団補給金	373	—	38,007	30,045	16,130	111,621
	地方道路公社都市高速道路整備補給金	1,612	1,551	1,477	1,399	1,313	1,221
	日本道路公団出資金	68,100	74,900	45,200	66,800	100,800	34,800
	首都高速道路公団出資金	5,050	5,350	5,950	6,400	9,950	10,650
	阪神高速道路公団出資金	4,300	4,600	5,050	5,750	8,150	6,550
	本州四国連絡橋公団出資金	279	10,100	17,100	22,168	29,532	33,048
	有料道路整備等資金貸付金	41,383	46,113	57,876	71,850	82,508	83,423
	道路事業資金貸付金	224,598	228,833	235,740	96,118	86,015	81,453
	北海道道路事業資金貸付金	32,935	32,229	32,229	—	—	—
	街路事業資金貸付金	102,397	98,408	97,512	10,600	9,641	9,082
	北海道街路事業資金貸付金	12,901	12,690	12,690	—	—	—
	離島道路事業資金貸付金	4,900	4,802	4,223	—	—	—
	沖縄道路事業資金貸付金	12,028	11,787	11,787	—	—	—
	附帯工事費	45,968	53,268	53,541	71,427	67,402	75,782
	受託工事費	91,740	85,755	86,846	89,172	70,738	65,314
	道路事業工事諸費	77,850	80,599	86,009	89,304	89,640	89,467
	事務費	585	3,140	532	546	566	586
	産業投資特別会計へ繰入	—	371	713	3,617	29,894	618,727
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	3,302	5,645
	予備費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
合計	3,281,891	3,354,015	3,493,172	3,645,604	3,787,242	5,054,477	
歳入		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	揮発油税	597,600	630,400	657,000	665,400	671,600	693,400
	一般会計より受入	2,553,757	2,652,970	2,673,965	2,653,445	2,672,698	2,748,018
	産業投資特別会計より受入	693,861	90,653	91,864	89,716	90,336	90,545
	地方公共団体工事費負担金収入	502,063	535,225	549,044	543,628	560,428	585,993
	償還金収入	650,372	50,948	62,564	62,097	69,153	73,603
	附帯工事費負担金収入	87,670	84,760	86,232	75,335	72,257	70,529

歳入	受託工事納付金収入	78,104	87,677	103,332	59,344	89,069	81,719
	前年度剰余金受入	5,325	7,885	27,074	24,269	29,121	19,510
	雑収入	15,984	17,081	16,760	14,867	15,396	15,035
	合計	5,184,736	4,157,599	4,267,835	4,188,101	4,270,058	4,378,352
歳出	道路事業費	1,897,434	1,952,917	1,964,756	2,034,480	2,066,816	2,142,507
	北海道道路事業費	325,235	340,561	342,932	330,449	332,494	341,982
	街路事業費	291,206	272,765	246,970	191,442	177,504	167,916
	北海道街路事業費	31,591	32,990	31,916	29,181	28,304	28,718
	建設機械整備費	10,242	10,655	10,700	10,002	10,288	10,546
	北海道建設機械整備費	5,854	6,009	6,151	5,736	5,798	5,795
	離島道路事業費	38,802	41,438	42,523	44,446	46,113	45,489
	沖縄道路事業費	100,971	106,873	109,580	108,889	111,207	115,511
	地方道路整備臨時交付金	597,600	630,400	657,000	665,400	671,600	693,400
	日本道路公団等事業助成費	226,289	288,799	359,202	363,000	382,295	401,532
	日本道路公団補給金	124,000	125,855	113,100	97,865	194,112	100,781
	地方道路公社都市高速道路整備補給金	1,123	1,017	903	782	650	508
	日本道路公団出資金	44,000	83,823	137,422	167,470	94,300	206,210
	首都高速道路公団出資金	12,550	23,100	25,000	22,300	24,050	25,100
	阪神高速道路公団出資金	9,850	18,400	39,400	21,250	15,850	15,600
	本州四国連絡橋公団出資金	34,766	36,604	43,377	53,333	53,333	53,333
	有料道路整備等資金貸付金	84,416	92,664	85,362	55,095	49,902	42,294
	道路事業資金貸付金	617,348	81,429	82,640	80,769	85,836	85,255
	北海道道路事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	街路事業資金貸付金	76,513	9,224	9,224	8,947	4,500	5,290
	北海道街路事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	離島道路事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	沖縄道路事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
附帯工事費	84,400	81,794	83,396	72,458	69,818	68,101	
受託工事費	76,134	85,702	101,047	57,641	86,289	79,570	

歳出	道路事業工事諸費	90,073	91,915	91,212	91,991	93,480	92,778
	事務費	599	606	596	560	504	480
	産業投資特別会計 へ繰入	617,393	17,562	24,811	28,140	35,457	39,649
	国債整理基金特別 会計へ繰入	9,136	9,796	14,317	5,975	8,353	8,039
	予備費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	合 計	5,184,736	4,157,599	4,267,835	4,188,101	4,270,058	4,378,352

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」 「予算特集」各号により作成。

2 治水特別会計

(1) 概要

この会計は昭和35年度において、治水事業10か年計画の策定に対応して設けられたもので、一般会計及び産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入れ、直轄事業に係る地方公共団体負担金等を財源として治水事業の推進を図ることとしている。

[参考] 平成元年度の「治水特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 「治山治水緊急措置法」(昭和35年法律第21号。以下「法」という。)

第3条に規定する治水事業五箇年計画の実施に伴い、法第2条第2項第1号から第3号までに掲げる事業(同条第3項の規定に該当するものを除く。)で国が施行するもの(以下「直轄治水事業」という。)及び同条第2項第4号に規定する工事(以下「多目的ダム建設工事」という。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

一 直轄治水事業に密接な関連のある工事その他治水のため特に必要のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの(以下「治水関係受託工事」という。)及び多目的ダム建設工事に密接な関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するもの(以下「多目的ダム関係受託工事」という。)

- 二 法第2条第2項第1号に規定する河川、同項第2号に規定する砂防設備（「砂防法」（明治30年法律第29号）第3条の2の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第3号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる事業（以下「災害復旧事業等」という。）及び「海岸法」（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で建設大臣が施行するもの並びにこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で建設大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに「河川法」（昭和39年法律第167号）第9条第1項の規定により建設大臣が行う一級河川の管理（災害復旧事業等を除く。）に関する政令で定める事務
- 三 法第2条第2項第1号から第3号までに掲げる事業（同条第3項の規定に該当するものを除く。）で都道府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び同条第2項第1号に掲げる事業（同条第3項の規定に該当するものを除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付
- 四 法第2条第2項第5号に掲げる事業（同条第3項の規定に該当するものを除く。）で水資源開発公団が施行するものに係る交付金の交付

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

政府直轄で治水事業を行うため、「特定多目的ダム建設工事特別会計法」（昭和32年法律第36号）が制定された。同法に基づき、特定多目的ダム建設工事特別会計が昭和32年度に設置され、多目的ダムの建設がこの特別会計により実施された。更に昭和34年の伊勢湾台風による大規模災害により治水事業の強化が求められたため、「治水特別会計法」（昭和35年法律第40号）により治水事業5か年計画の策定に対応する形で昭和35年度に治水特別会計が設置された。実体法は「治山治水緊急措置法」（昭和35年法律第21号）である。治水特別会計の設置に伴い、従来の特定多目的ダム建設工事特別会計の事業は治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定として経理され、それ以外の治水事業を治水特別会計の治水勘定で経理することとされた。¹⁾

以下、治水特別会計を治水勘定と特定多目的ダム建設工事勘定に分けて説明する。

(2) 治水勘定

平成元年度では、第7次治水事業5か年計画の第3年度として事業の推進を図ることとして、① 河川事業では、河川災害の実態、河川流域の開発状況等を考慮し、水資源開発と併せて被災河川の改修事業、総合治水対策特定河川事業、都市河川緊急整備事業、② その他の事業では、ダムの建設事業及び砂防事業等を進めることとして所要の予算を計上している。²⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。³⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	6,835億円	(1) 河川事業費	4,568億円
(2) 地方公共団体工事費負担金収入	2,287億円	(2) 砂防事業費	1,618億円
(3) 産業投資特別会計より受入	1,843億円	(3) 河川総合開発事業費	959億円
(4) その他	913億円	(4) 北海道河川事業費	836億円
(受託工事納付金収入、電気事業者等工事費負担金収入等)		(5) その他	3,898億円
		(治水事業工事諸費、河川事業資金貸付金等)	
計	1兆1,879億円	計	1兆1,879億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-11のとおりである。

平成元年度以降、一般会計からの繰入れを主な財源として、特別会計による治水事業が続けられてきたが、平成9年度において「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号)により、「治山治水緊急措置法」とともに特別会計設置法が改正された(同法附則第23号)。これにより、「治水事業5か年計画」が「治水事業7か年計画」に改められ、2年の計画延長が行われた。また、財政構造改革に資するため、公共事業費の対前年度当初予算比で7%の削減が求められた(同法第14条第1項)。

このように公共事業費の抑制の中、治水勘定でみると平成9年度当初予算の1兆4349億円から平成10年度は1兆2434億円へと削減され、特定多目的ダム工事勘定も同2899億円から2622億円へと削減された。⁴⁾ その後の予算総額は平成

12年度まで、平成9年度の水準に戻ってはいない。

平成12年度は第9次治水事業7か年計画の第4年度として公共事業費抑制の中、最近における河川災害の実態、河川流域の開発状況等を考慮し、水資源開発を併せて、被災河川の改修事業、総合治水対策特定河川事業、ダムの建設事業及び砂防事業等を引き続き進めることとして所要の予算を計上している。⁵⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁶⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	9,910億円	(1) 河川事業費	6,261億円
(2) 地方公共団体工事費負担金収入	2,455億円	(2) 砂防事業費	2,092億円
(3) その他	914億円	(3) 河川総合開発事業費	1,375億円
(受託工事納付金収入、電気事業者等工事費負担金収入)		(4) 北海道河川事業費	1,135億円
		(5) その他	2,416億円
		(治水事業工事諸費、水資源開発公団交付金等)	
計	1兆3,279億円	計	1兆3,279億円

(3) 特定多目的ダム建設工事勘定

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	1,193億円	(1) 多目的ダム建設事業費	2,039億円
(2) 電気事業者等工事費負担金収入	764億円	(2) その他	595億円
(3) 地方公共団体工事費負担金収入	590億円	(北海道多目的ダム建設事業費、工事諸費等治水勘定へ繰入等)	
(4) その他	87億円		
(受託工事納付金収入等)			
計	2,634億円	計	2,634億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-11のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	1,545億円	(1) 多目的ダム建設事業費	2,027億円
(2) 電気事業者等工事費負担 金収入	526億円	(2) その他	638億円
(3) 地方公共団体工事費負担 金収入	452億円	(北海道多目的ダム建設 事業費、工事諸費等治水 勘定へ繰入、受託工事費 等)	
(4) その他 (受託工事納付金収入等)	141億円		
計	2,664億円	計	2,664億円

[注]

- 1) 昭和63年度までの治水特別会計とその前史については、大蔵省財政史室編『昭和財政史一昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 764ページ。
- 3) 同上 764-766ページ、『平成元年度特別会計予算書』789-802ページ。
- 4) 『国の予算』平成9年度 744ページ、『国の予算』平成10年度 748ページ。
- 5) 『国の予算』平成12年度 604ページ。
- 6) 同上 604-605ページ、『平成12年度特別会計予算書』829-841ページ。
- 7) 平成元年度予算については、『国の予算』平成元年度 764-766ページ、『平成元年度特別会計予算書』803-808ページ。平成12年度予算については、『国の予算』平成12年度 604-605ページ、『平成12年度特別会計予算書』842-847ページ。

表 1-2-11 治水特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
治水勘定							
歳入	一般会計より受入	683,522	686,644	735,179	933,611	978,366	1,355,853
	産業投資特別会計より受入	184,318	181,090	171,642	10,711	5,175	591
	特定多目的ダム建設工事勘定より受入	15,406	16,619	17,015	17,569	17,849	17,025
	地方公共団体工事費負担金収入	228,726	231,194	213,581	227,939	218,782	221,873
	電気事業者等工事費負担金収入	19,142	21,568	24,608	26,785	27,137	22,816
	償還金収入	—	—	—	334	10,299	353,456
	附帯工事費負担金収入	7,568	7,568	8,283	11,290	11,548	9,268
	受託工事納付金収入	46,013	45,781	48,117	45,330	45,782	44,188
	前年度剰余金受入	1,800	1,370	510	1,100	1,800	1,650
	雑収入	1,370	2,094	2,101	2,457	3,043	2,872
合 計	1,187,865	1,193,928	1,221,035	1,277,126	1,319,782	2,029,592	
歳出	河川事業費	456,833	458,132	467,845	562,522	581,300	748,027
	北海道河川事業費	83,565	83,311	85,226	102,915	106,615	135,431
	河川総合開発事業費	95,860	95,417	104,697	148,037	153,913	239,456
	北海道河川総合開発事業費	2,317	2,966	3,649	9,303	8,841	18,803
	水資源開発公団交付金	45,980	46,123	45,434	54,419	55,610	68,308
	砂防事業費	161,791	161,963	167,751	204,205	211,236	280,211
	北海道砂防事業費	9,362	9,488	9,798	11,329	11,517	14,046
	建設機械整備費	987	1,011	1,015	1,022	1,060	1,099
	北海道建設機械整備費	142	139	125	122	127	139
	離島治水事業費	7,573	7,616	7,868	9,053	8,021	12,358
	沖繩治水事業費	6,162	8,725	12,535	15,466	16,191	14,708
	河川事業資金貸付金	78,449	76,716	71,828	4,740	2,688	350
	北海道河川事業資金貸付金	14,230	13,970	13,939	—	—	—
	河川総合開発事業資金貸付金	43,178	42,513	40,535	3,495	1,468	52
	北海道河川総合開発事業資金貸付金	4,878	5,074	5,100	—	—	—
	水資源開発公団貸付金	6,408	6,411	6,925	67	10	—
	砂防事業資金貸付金	33,073	32,379	30,165	2,409	1,008	189
北海道砂防事業資金貸付金	1,077	1,052	1,057	—	—	—	
離島治水事業資金貸付金	819	790	790	—	—	—	

歳出	沖縄治水事業資金貸付金	2,206	2,185	1,303	—	—	—
	附帯工事費	7,219	7,227	7,920	10,797	11,016	8,815
	受託工事費	43,206	43,085	45,232	42,587	43,005	41,394
	治水事業工事諸費	81,727	84,485	89,605	93,576	93,711	92,006
	事務費	324	2,650	193	228	504	245
	産業投資特別会計へ繰入	—	—	—	334	10,299	353,455
	予備費	500	500	500	500	500	500
	合計	1,187,865	1,193,928	1,221,035	1,277,126	1,319,782	2,029,592
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定多目的ダム建設工事勘定							
歳入	一般会計より受入	119,331	119,252	122,261	129,647	135,893	140,649
	地方公共団体工事費負担金収入	58,997	59,292	53,026	49,709	46,568	46,213
	電気事業者等工事費負担金収入	76,374	70,073	69,005	63,762	64,549	63,849
	受託工事納付金収入	7,617	7,617	7,864	8,132	9,339	11,605
	前年度剰余金受入	944	1,046	747	507	246	345
	雑収入	110	111	114	102	100	107
	合計	263,373	257,391	253,017	251,860	256,695	262,768
歳出	多目的ダム建設事業費	203,911	200,079	198,256	197,319	199,212	197,672
	北海道多目的ダム建設事業費	27,426	25,111	25,121	25,910	27,874	28,597
	沖縄多目的ダム建設事業費	7,923	7,623	4,879	3,146	2,671	8,177
	受託工事費	7,307	7,312	7,567	7,816	8,989	11,197
	国債整理基金特別会計へ繰入	1,300	547	79	—	—	—
	工事諸費等治水勘定へ繰入	15,406	16,619	17,015	17,569	17,849	17,025
	電気事業者等工事費負担金還付金	—	—	—	—	—	—
	予備費	100	100	100	100	100	100
合計	263,373	257,391	253,017	251,860	256,695	262,768	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
治水勘定							
歳入	一般会計より受入	1,027,620	1,060,625	1,061,634	911,048	972,725	990,989
	産業投資特別会計より受入	15,583	837	837	38	243	168
	特定多目的ダム建設工事勘定より受入	17,241	17,189	17,408	17,122	18,146	16,438

歳入	地方公共団体工事費負担金収入	233,535	246,958	255,874	241,112	241,481	245,510
	電気事業者等工事費負担金収入	23,735	23,990	35,447	22,034	18,908	18,981
	償還金収入	15,495	925	1,321	1,235	916	959
	附帯工事費負担金収入	10,381	10,805	13,179	11,438	12,590	10,545
	受託工事納付金収入	37,549	40,806	42,988	35,945	36,458	36,022
	前年度剰余金受入	—	1,160	1,998	—	1,048	1,436
	雑収入	3,048	3,153	4,222	3,399	4,031	6,843
	合 計	1,384,187	1,406,449	1,434,908	1,243,371	1,306,545	1,327,891
歳出	河川事業費	617,354	645,430	650,183	579,444	610,261	626,094
	北海道河川事業費	111,012	115,511	115,363	99,927	111,097	113,480
	河川総合開発事業費	158,239	161,269	161,111	125,676	129,524	137,516
	北海道河川総合開発事業費	8,558	8,910	11,317	11,268	14,713	15,588
	水資源開発公団交付金	57,237	59,633	73,326	60,426	56,510	54,131
	砂防事業費	225,791	234,963	234,999	193,558	203,025	209,225
	北海道砂防事業費	12,345	12,805	12,916	11,168	12,671	13,069
	建設機械整備費	1,146	1,248	1,248	1,145	1,180	1,180
	北海道建設機械整備費	158	205	210	205	208	215
	離島治水事業費	11,742	12,702	12,948	10,992	12,184	10,108
	沖縄治水事業費	11,944	10,781	11,382	9,352	9,334	9,749
	河川事業資金貸付金	10,822	697	667	18	18	18
	北海道河川事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	河川総合開発事業資金貸付金	1,476	140	170	20	225	150
	北海道河川総合開発事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	水資源開発公団貸付金	1,157	—	—	—	—	—
	砂防事業資金貸付金	2,127	—	—	—	—	—
	北海道砂防事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	離島治水事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	沖縄治水事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	附帯工事費	9,877	10,311	12,649	10,952	12,006	10,061
受託工事費	35,029	38,248	40,439	33,669	33,742	33,237	
治水事業工事諸費	91,934	91,932	93,916	93,782	98,187	92,517	
事務費	244	236	242	234	444	294	
産業投資特別会計へ繰入	15,495	925	1,321	1,235	916	959	

歳出	予備費	500	500	500	300	300	300
	合計	1,384,187	1,406,449	1,434,908	1,243,371	1,306,545	1,327,891
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
特定多目的ダム建設工事勘定							
歳入	一般会計より受入	149,301	158,117	161,701	148,376	158,199	154,529
	地方公共団体工事費負担金収入	48,095	50,667	51,130	45,993	46,763	45,238
	電気事業者等工事費負担金収入	65,584	66,874	64,615	55,370	51,612	52,555
	受託工事納付金収入	12,921	11,718	12,089	12,129	13,001	13,676
	前年度剰余金受入	214	261	225	255	359	318
	雑収入	120	132	131	124	103	95
	合計	276,235	287,769	289,891	262,247	270,037	266,410
歳出	多目的ダム建設事業費	207,629	218,285	222,190	199,975	204,524	202,660
	北海道多目的ダム建設事業費	30,433	30,860	27,871	23,176	22,042	21,277
	沖縄多目的ダム建設事業費	8,342	10,014	10,583	10,187	11,640	12,926
	受託工事費	12,490	11,320	11,738	11,737	12,435	13,059
	国債整理基金特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	工事諸費等治水勘定へ繰入	17,241	17,189	17,408	17,122	18,146	16,438
	電気事業者等工事費負担金還付金	—	—	—	—	1,200	—
	予備費	100	100	100	50	50	50
合計	276,235	287,769	289,891	262,247	270,037	266,410	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

3 国営土地改良事業特別会計

国営土地改良事業は、一般にその事業規模が大きいいため巨額の資金を要し、経済的な進度で工事を実施することが容易ではなく、着工から完了までに相当の期間を要することが多い。そこで、「特定土地改良工事特別会計法」(昭和32年法律第71号)が施行され、この法律に基づき、昭和32年4月20日に特定土地改良工事特別会計が設置された。この特別会計の実体法は「土地改良法」(昭和24年法律第195号)である。本会計の設置により、その事業費の一部につき借入金(資金運用部資金)を財源とする途が開かれ、事業規模の大きい特定の土地改良工事が促進された。特定土地改良工事特別会計は、農業用かんがい排水

事業、防災ダム事業、埋立て又は干拓事業等の建設工事に関する事業を対象とした。その後、「土地改良法の一部を改正する法律」（昭和51年法律第10号）により、「土地改良法」と「特定土地改良工事特別会計法」が改正され、従来の対象事業に新たに農用地の造成工事及びこれと併せて施工する区画整理事業が加えられた。更に、「土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律」（昭和61年法律第8号）により、「特定土地改良工事特別会計法」は「国営土地改良事業特別会計法」に改められ、昭和61年度に国営土地改良事業特別会計となった。また、「土地改良法」の改正により、国営土地改良事業特別会計の事業の実施方式は、特別型国営土地改良事業と一般型国営土地改良事業と複合型国営土地改良事業の3方式となった。このため、一般会計より受入は、特別型国営土地改良事業については国庫負担部分、一般型国営土地改良事業については国庫負担部分及び都道府県負担部分のうち受益者負担部分となった。¹⁾

〔参考〕平成元年度の「国営土地改良事業特別会計法」

第1条（設置）

第1項 「土地改良法」（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）により国が行う土地改良事業の工事（土地改良施設の管理を含む。以下「土地改良工事」という。）に関する経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するもの（以下「受託工事」という。）及び法第2条第2項各号に掲げる事業に関する調査で国が行うもの（以下「直轄調査」という。）に関する経理を行うものとする。

平成元年度においては、土地改良事業負担金対策に係る国営土地改良事業制度の見直しを行っている。平成元年度予算は、(1) 国営かんがい排水事業、(2) 国営農用地再編開発事業、(3) 直轄干拓事業、(4) 土地改良調査計画費、(5) 国営造成施設管理費等、各般の事業の推進を図ることとしている。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	2,320億円	(1) 土地改良事業費	2,024億円
(2) 借入金	1,400億円	(2) 国債整理基金特別会計へ 繰入	1,280億円
(3) 土地改良事業費負担金等 収入	922億円	(3) 北海道土地改良事業費	1,017億円
(4) その他 (受託工事費受入等)	186億円	(4) その他 (土地改良事業工事諸費、 受託工事費等)	508億円
計	4,828億円	計	4,828億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-12のとおりである。

昭和57年度から平成4年度までは、国の財政再建の見地から臨時行政調査会の答申に基づく国の負担及び補助の割合の引下げ措置が行われてきたが、平成5年度に国と地方の負担が見直され、平成4年度の国の負担率は一般型国営土地改良事業のうち、かんがい排水事業（新規）60～75%、かんがい排水事業（継続）60%、農地開発事業75%、特別型国営土地改良事業のうち、かんがい排水事業（新規）58～74%、かんがい排水事業（継続）50%、農地開発事業74%等であったが、平成5年度にはかんがい排水事業50～70%、農地開発事業70%等にそれぞれ引き下げられた。³⁾

また、第4次土地改良長期計画は、平成5年度を初年度とする10か年計画として策定された（平成5年4月9日閣議決定）。この長期計画の推進に当たっては、今後の農業事情、経済事情、財政事情等を勘案しつつ、弾力的な推進を図ることとしている。

なお、この計画は「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（平成9年法律第109号）に基づき、計画期間は14か年に改定されている（平成9年12月19日閣議決定）。⁴⁾

平成12年度は、従前と同様、(1) 国営かんがい排水事業、(2) 農用地再編開発事業等の事業を着実に推進することとして所要の経費を計上している。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁵⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 一般会計より受入	2,760億円	(1) 土地改良事業費	1,997億円
(2) 土地改良事業費負担金等 収入	1,952億円	(2) 国債整理基金特別会計へ 繰入	1,694億円

58 第2章 事業特別会計

(3) 借入金	599億円	(3) 北海道土地改良事業費	931億円
(4) その他 (受託工事費受入等)	373億円	(4) その他 (受託工事費、土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入)	1,062億円
計	5,684億円	計	5,684億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの特定土地改良工事特別会計と国営土地改良事業特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史一昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史一昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 720-722ページ、『平成元年度特別会計予算書』493-498ページ。国営土地改良事業特別会計の資金運用部借入金の財政投融资計画への計上については、『国の予算』平成元年度 1010ページを参照。
- 3) 『国の予算』平成4年度 696ページ、『国の予算』平成5年度 698-699ページ。
- 4) 『国の予算』平成10年度 369ページ。
- 5) 『国の予算』平成12年度 560-562ページ、『平成12年度特別会計予算書』525-531ページ。

表 1-2-12 国営土地改良事業特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	一般会計より受入	231,996	224,393	230,220	241,768	262,440	266,497
	借入金	140,000	123,700	112,000	105,000	76,200	70,600
	受託工事費受入	15,211	16,698	17,963	15,235	13,847	15,013
	土地改良事業費負担金等収入	92,188	101,586	110,937	116,867	133,909	131,256
	雑収入	1,132	1,563	1,566	1,678	1,473	2,184
	前年度剰余金受入	2,272	3,559	7,091	4,273	7,668	4,782
	合計	482,798	471,499	479,777	484,821	495,536	490,332
歳出	土地改良事業費	202,440	194,062	187,625	198,178	196,117	197,099
	北海道土地改良事業費	101,655	95,685	92,152	93,362	92,553	93,232
	離島土地改良事業費	1,509	1,869	3,008	3,224	3,530	4,440
	沖縄土地改良事業費	6,657	6,586	6,658	7,196	7,215	7,341
	農業用施設災害復旧事業費	486	431	137	293	429	111
	受託工事費	14,661	16,210	17,433	14,786	13,451	14,578

歳出	土地改良事業工事諸費	23,728	24,556	25,349	26,446	26,809	27,132
	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	2,409	3,855	5,784	6,701	7,306	10,173
	国債整理基金特別会計へ繰入	127,953	126,945	140,331	133,288	146,703	134,926
	土地改良財産共有対価交付金	—	—	—	47	123	—
	予備費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	合計	482,798	471,499	479,777	484,821	495,536	490,332
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	一般会計より受入	276,595	286,578	289,354	270,402	277,463	276,024
	借入金	68,200	71,300	69,900	65,200	63,000	59,900
	受託工事費受入	19,139	28,271	23,340	23,784	23,106	31,127
	土地改良事業費負担金等収入	132,540	138,511	151,980	176,431	196,573	195,155
	雑収入	1,904	1,466	2,027	2,411	1,557	2,115
	前年度剰余金受入	9,569	5,503	8,714	6,926	7,161	4,090
合計	507,947	531,629	545,314	545,154	568,860	568,411	
歳出	土地改良事業費	202,056	205,181	206,335	194,423	200,408	199,749
	北海道土地改良事業費	100,121	103,276	103,428	92,744	94,004	93,060
	離島土地改良事業費	4,960	6,865	7,615	7,867	8,401	7,393
	沖縄土地改良事業費	7,832	8,391	8,572	8,995	8,470	9,243
	農業用施設災害復旧事業費	283	470	213	194	502	165
	受託工事費	18,597	27,539	22,704	23,103	22,462	30,243
	土地改良事業工事諸費	27,517	27,827	27,970	28,188	28,152	28,110
	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	11,960	13,394	18,954	22,679	29,954	29,753
	国債整理基金特別会計へ繰入	132,823	137,385	148,223	165,661	175,207	169,394
	土地改良財産共有対価交付金	498	—	—	—	—	—
予備費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
合計	507,947	531,629	545,314	545,154	568,860	568,411	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「予算特集」各号により作成。

4 港湾整備特別会計

(1) 概要

港湾整備事業に関しては「港湾法」(昭和25年法律第218号)に規定されており、政府が一般会計財源により整備を行ってきたが、高度成長期において重要な港湾施設を緊急に整備するため、一部の港湾について受益者負担の導入等を目的として、「特定港湾施設工事特別会計法」(昭和34年法律第68号)により、昭和34年度に特定港湾施設工事特別会計が設置された。特定港湾施設工事特別会計の実体法は「特定港湾施設整備特別措置法」(昭和34年法律第67号)であった。更に、国営港湾建設全般を強化するため、それまで一般会計で設置してきた港湾にも受益者負担の適用範囲を広げ、「港湾整備緊急措置法」(昭和36年法律第24号)に基づく港湾整備5か年計画を的確に実施するため、「港湾整備特別会計法」(同年法律第25号)により、旧特定港湾施設工事特別会計を吸収して昭和36年度に港湾整備特別会計が設置された。港湾整備5か年計画は第1次(昭和36年度～昭和39年度)をスタートに、第9次(平成8年度～平成14年度)まで9回にわたって計画(第9次については7か年計画)が実施され、それぞれの計画に基づいて国が行い、又は国が補助して行う港湾整備事業をこの会計で経理することとしている。

本会計は、国が直轄で行う事業に充てるために必要な財源及び国が管理者に補助するために必要な財源で、一般会計及び産業投資特別会計社会資本整備勘定から繰り入れたもの並びに国の直轄事業に伴う港湾管理者の負担金等を財源としている。そして、本会計は物流の効率化、国民生活の質の向上に資するため、中枢・中核国際港湾における国際海上コンテナターミナルの整備等を最重点施策として推進する等、効率的・効果的な事業を実施するとともに、港湾整備勘定と特定港湾施設工事勘定に区分経理されている。¹⁾

[参考] 平成元年度の「港湾整備特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 「港湾整備緊急措置法」(昭和36年法律第24号)第3条に規定する港湾整備五箇年計画の実施に伴い、港湾整備事業(同法第2条に規定する港湾整備事業をいう。以下同じ。)で国が施行するものに関する政

府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行なうものとする。

一 直轄港湾整備事業（港湾整備事業で国が施行するもののうち次に規定する特定港湾施設工事等以外のものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事その他港湾の整備のため特に必要のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの（以下「港湾整備関係受託工事」という。）

二 特定港湾施設工事等（「特定港湾施設整備特別措置法」（昭和34年法律第67号）第2条に規定する特定港湾施設工事、「企業合理化促進法」（昭和27年法律第5号）第8条第4項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて運輸大臣が施行する港湾工事、「公害防止事業費事業者負担法」（昭和45年法律第133号）第2条第2項に規定する公害防止事業である港湾工事で運輸大臣が施行するもの及び「港湾法」（昭和25年法律第218号）第43条の10において準用する「企業合理化促進法」第8条第2項の規定に基づき事業者によるその工事に要する費用の一部を負担させて運輸大臣が施行する開発保全航路に関する工事並びにこれらの工事に関連して施行する港湾整備事業で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの（以下「特定港湾施設関係受託工事」という。）

三 一般会計所属港湾関係工事（「港湾法」第2条第5項に規定する港湾施設の災害復旧に関する工事、「港湾整備緊急措置法」第2条第1号に規定する政令で定める事業の工事及び「海岸法」（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で運輸大臣が施行するもの並びにこれらの工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。）の管理

四 空港整備特別会計所属空港関係工事（「空港整備法」（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で運輸大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもののうち政令で定めるものをいう。以下同

じ。)の管理

五 港湾整備事業で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

五の二 港湾整備事業で「港湾整備緊急措置法」第2条第1号の2に規定するものに係る補助金の交付

六 「港湾整備緊急措置法」第2条第3号の港湾整備事業を行なう者に係る貸付け

七 港湾整備事業で「外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律」(昭和56年法律第28号)第2条第1項の規定により運輸大臣が指定した法人が施行するものに係る貸付け

八 港湾整備事業で「港湾整備緊急措置法」第2条第4号に規定するものに係る貸付け

平成元年度の港湾整備特別会計は、昭和61年度を初年度とする第7次港湾整備5か年計画(昭和61年度～平成2年度)の第4年度として、効率的な物流体系の形成、港湾の利用の高度化、豊かな生活空間の形成を目指した施策及び海上交通の安全を確保するための施策の推進に重点を置いて、計画的な事業実施を図ることとしている。²⁾

○ 第7次港湾整備5か年計画の概要(昭和61年度～平成2年度)³⁾

(1) 事業規模

港湾整備事業	2兆5,500億円
災害関連事業・地方単独事業	4,800億円
港湾機能施設整備事業等	5,800億円
調整費	7,900億円
計	4兆4,000億円

(2) この計画における港湾整備の実施目標の概要

- ① 物流の高度化に対応した港湾の整備
- ② エネルギー等資源の安定供給のための港湾の整備
- ③ 地域の産業振興の基盤となる港湾の整備 等

(2) 港湾整備勘定

港湾整備勘定では、特定重要港湾、重要港湾、地方港湾等を中心として所要の事業を行うこととし、① 港湾事業費、② 港湾事業資金貸付金、③ 埠頭整備等資金貸付金等の予算を計上している。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 他会計より受入	3,035億円	(1) 港湾事業費	1,940億円
(一般会計より受入、産業投資特別会計より受入等)		(2) 北海道港湾事業費	595億円
(2) 港湾管理者工事費負担金	742億円	(3) 港湾事業資金貸付金	399億円
収入		(4) 港湾事業等工事諸費	269億円
(3) その他	197億円	(5) 離島港湾事業費	264億円
(受託工事納付金収入、前年度剰余金受入等)		(6) その他	507億円
		(沖縄港湾事業費、受託工事費、離島港湾事業資金貸付金等)	
計	3,975億円	計	3,975億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-13のとおりである。

平成2年度以降、今後とも増大・多様化する港湾整備に対する要請に適切に対応するため、平成3年度を初年度とする第8次港湾整備5か年計画を策定し整備を行った。⁵⁾

○ 第8次港湾整備5か年計画の概要 (平成3年度～平成7年度)

(1) 事業規模

港湾整備事業	3兆5,900億円
災害関連事業・地方単独事業	5,400億円
港湾機能施設整備事業等	9,400億円
調整費	6,300億円
計	5兆7,000億円

(2) この計画における港湾整備の実施目標の概要

- ① 効率的な物流体系の形成をめざした港湾の整備
- ② 快適な旅客交通体系の形成をめざした港湾の整備
- ③ 豊かで潤いに満ちた生活のための港湾の整備 等

更に、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」（平成9年法律第109号）により、「港湾整備緊急措置法」とともに、特別会計設置法も改正され、「港湾整備5か年計画」は「港湾整備7か年計画」へと計画が2年間延長されることとなった（同法附則第9条～第11条）。それに基づき、同年12月12日に第9次計画の2年間の延長が閣議決定され、第9次計画は平成8年度から平成14年度の計画に変更された。

平成12年度予算は、第9次港湾整備7か年計画の5年度として、物流の効率化及び国民生活の質の向上に資するため、所要の施策を講じ、効率的・効果的な事業実施を図っている。主な事業内容は、新規事業として港湾施設改良費統合補助の創設、その他の既存事業では直轄改修事業で国際海上コンテナターミナルの整備等を図ることとして、所要の事業費等を計上している。⁶⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

（歳 入）		（歳 出）	
(1) 他会計より受入 （一般会計より受入等）	3,439億円	(1) 港湾事業費	2,683億円
(2) 港湾管理者工事費負担 金収入	837億円	(2) 北海道港湾事業費	594億円
(3) その他 （受託工事納付金収入等）	261億円	(3) 離島港湾事業費	409億円
		(4) 沖縄港湾事業費	334億円
		(5) その他 （港湾事業等工事諸費、 受託工事費等）	517億円
計	4,537億円	計	4,537億円

○ 第9次港湾整備7か年計画の概要（平成8年度～平成14年度）⁸⁾

(1) 事業規模

港湾整備事業	4兆3,100億円
災害関連事業・地方単独事業	6,800億円
港湾機能施設整備事業等	1兆4,000億円
調整費	1兆1,000億円
計	7兆4,900億円

(2) この計画における港湾整備の実施目標の概要

- ① 国際競争力を有する物流ネットワークの形成
- ② 信頼性の高い空間の創造
- ③ 活力に満ちた地域づくりの推進 等

(3) 特定港湾施設工事勘定

特定港湾施設工事勘定は、受益者負担金又は特別利用料を徴収して、国が直轄で実施する港湾施設（エネルギー港湾、鉄鋼港湾及び物資別専門埠頭港湾）の整備事業を経理する勘定である。同勘定は、受益者から負担金又は特別利用料を徴収するので、他の一般事業（港湾整備勘定で経理する。）と区分経理する必要があるので別勘定としている。⁹⁾

平成元年度及び平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁰⁾

○ 平成元年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 受益者工事費負担金収入	41億円	(1) エネルギー港湾施設工事費	67億円
(2) 一般会計より受入	21億円	(2) 工事諸費港湾整備勘定へ	10億円
(3) 港湾管理者工事費負担金収入	17億円	繰入	
(4) その他	6億円	(3) その他	8億円
(受託工事納付金収入等)		(受託工事費、物資別専門埠頭港湾施設工事費等)	
計	85億円	計	85億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-13のとおりである。

○ 平成12年度

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 受益者工事費負担金収入	85億円	(1) エネルギー港湾施設工事費	155億円
(2) 一般会計より受入	47億円	(2) その他	11億円
(3) 港湾管理者工事費負担金収入	33億円	(工事諸費港湾整備勘定へ	
(4) その他	1億円	繰入、予備費等)	
(前年度剰余金受入、雑収入)			
計	166億円	計	166億円

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの特定港湾施設工事特別会計と港湾整備特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 727ページ。
- 3) 同上 725ページ。

66 第2章 事業特別会計

- 4) 同上 726-727ページ、『平成元年度特別会計予算書』621-629ページ。
- 5) 『国の予算』平成3年度 725-726ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 564-567ページ。
- 7) 同上 566-567ページ、『平成12年度特別会計予算書』661-668ページ。
- 8) 『国の予算』平成12年度 565ページ。
- 9) 『国の予算』平成元年度 724ページ。
- 10) 平成元年度予算については、『国の予算』平成元年度 726-727ページ、『平成元年度特別会計予算書』630-633ページ。平成12年度予算については、『国の予算』平成12年度 566-567ページ、『平成12年度特別会計予算書』669-671ページ。

表 1-2-13 港湾整備特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
港湾整備勘定							
歳入	他会計より受入	303,497	304,684	316,866	328,578	346,934	436,768
	一般会計より受入	249,977	252,010	268,021	319,125	339,686	430,126
	産業投資特別会計より受入	52,147	51,177	47,308	8,027	5,781	5,138
	空港整備特別会計より受入	1,373	1,498	1,536	1,426	1,466	1,504
	他勘定より受入						
	特定港湾施設工事勘定より受入	1,035	1,193	1,375	1,665	1,561	1,397
	港湾管理者工事費負担金収入	74,239	75,512	71,132	74,737	78,481	82,721
	償還金収入	—	—	—	—	4,776	92,200
	埠頭整備資金等貸付金償還金	2,099	2,090	1,952	1,706	—	—
	受託工事納付金収入	13,558	16,875	23,122	24,684	37,436	32,488
	前年度剰余金受入	2,440	1,397	2,481	4,546	5,661	5,643
	雑収入	587	930	911	660	768	766
	合 計	397,455	402,681	417,838	436,577	475,616	651,983
歳出	港湾事業費	193,950	196,333	204,350	244,458	261,757	333,853
	北海道港湾事業費	59,535	58,037	57,143	60,503	62,796	68,377
	離島港湾事業費	26,368	26,473	28,346	34,717	37,548	47,864
	沖繩港湾事業費	23,802	23,853	24,918	29,932	31,493	39,974
	埠頭整備等資金貸付金	1,487	2,589	4,820	6,421	7,821	6,637
	北海道埠頭整備資金貸付金	—	—	—	68	440	156
	港湾事業資金貸付金	39,939	39,557	36,014	8,027	5,781	5,138

歳出	北海道港湾事業資金貸付金	2,686	2,021	2,021	—	—	—
	離島港湾事業資金貸付金	5,289	5,363	5,001	—	—	—
	沖縄港湾事業資金貸付金	4,233	4,236	4,272	—	—	—
	受託工事費	12,251	15,386	21,520	22,947	35,308	30,469
	港湾事業等工事諸費	26,915	27,834	28,433	28,504	28,398	27,617
	産業投資特別会計へ繰入	—	—	—	—	3,275	90,898
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計	397,455	402,681	417,838	436,577	475,616	651,983
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
特定港湾施設工事勘定							
歳入	一般会計より受入港湾管理者工事費負担金収入	2,072	2,266	3,215	3,993	4,533	4,983
	受益者工事費負担金収入	1,713	1,977	2,932	3,841	4,543	4,562
	受託工事納付金収入	4,140	4,358	6,453	8,486	8,231	10,735
	前年度剰余金受入	470	50	—	116	—	—
	雑収入	91	226	94	27	33	93
	予備費	10	23	68	77	67	56
	合計	8,496	8,900	12,762	16,540	17,406	20,429
歳出	エネルギー港湾施設工事費	6,667	7,345	10,728	13,314	13,561	17,996
	物資別専門埠頭港湾施設工事費	264	220	473	1,017	1,573	150
	受託工事費	430	42	—	104	—	—
	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	1,034	1,193	1,375	1,665	1,561	1,397
	鉄鋼港湾施設工事費	—	—	85	340	611	786
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	8,496	8,900	12,762	16,540	17,406	20,429
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
港湾整備勘定							
歳入	他会計より受入	384,044	354,146	353,556	328,933	336,066	343,923
	一般会計より受入	343,107	349,204	349,021	325,976	334,052	342,281
	産業投資特別会計より受入	39,305	3,356	2,832	1,515	601	354
	空港整備特別会計より受入	1,631	1,586	1,703	1,442	1,413	1,288
	他勘定より受入 特定港湾施設工事勘定より受入	1,283	1,669	1,402	1,080	1,406	1,058

歳入	港湾管理者工事費負担金収入	83,074	86,593	86,234	86,706	90,591	83,746
	償還金収入	36,559	2,098	2,867	4,265	4,403	5,076
	埠頭整備資金等貸付金償還金	—	—	—	—	—	—
	受託工事納付金収入	42,115	40,877	19,841	13,364	12,606	17,265
	前年度剰余金受入	4,792	3,924	2,648	5,540	3,804	2,051
	雑収入	741	938	935	890	931	588
	合 計	552,609	490,245	467,483	440,778	449,808	453,707
歳出	港湾事業費	266,827	272,568	272,759	261,228	272,384	268,316
	北海道港湾事業費	64,795	65,459	64,679	61,062	61,259	59,433
	離島港湾事業費	38,127	39,118	39,539	37,210	38,470	40,878
	沖繩港湾事業費	32,243	33,137	33,064	31,709	32,761	33,356
	埠頭整備等資金貸付金	7,481	8,404	6,471	7,045	3,562	6,768
	北海道埠頭整備資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	港湾事業資金貸付金	39,305	3,356	2,832	1,515	601	354
	北海道港湾事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	離島港湾事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	沖繩港湾事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	受託工事費	39,837	38,847	18,330	12,190	11,584	16,059
	港湾事業等工事諸費	27,951	27,136	27,076	25,809	25,896	24,952
	産業投資特別会計へ繰入	35,042	1,220	1,733	2,010	2,292	2,591
	予備費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合 計	552,609	490,245	467,483	440,778	449,808	453,707	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
特定港湾施設工事勘定							
歳入	一般会計より受入	5,134	6,435	6,176	4,204	4,868	4,666
	港湾管理者工事費負担金収入	4,751	6,048	5,992	4,179	4,482	3,341
	受益者工事費負担金収入	10,686	14,524	12,183	8,791	10,139	8,533
	受託工事納付金収入	—	—	—	—	—	—
	前年度剰余金受入	70	75	101	78	119	91
	雑収入	56	38	2	23	8	9
合 計	20,697	27,120	24,454	17,275	19,615	16,639	
歳出	エネルギー港湾施設工事費	19,027	25,351	22,952	16,094	18,109	15,481

歳出	物資別専門埠頭港湾施設工事費	—	—	—	—	—	—
	受託工事費	—	—	—	—	—	—
	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	1,283	1,669	1,402	1,081	1,406	1,058
	鉄鋼港湾施設工事費	287	—	—	—	—	—
	予備費	100	100	100	100	100	100
	合計	20,697	27,120	24,454	17,275	19,615	16,639

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」 「予算特集」 各号により作成。

5 空港整備特別会計

民間航空機が利用する空港の整備のため、「空港整備法」(昭和31年法律第80号)が公布され、一般会計を財源として空港整備が行われてきた。昭和42年度には、第1次空港整備5か年計画が策定され、この計画に沿って整備が行われてきたが、空港の整備費の財源につき国の負担と利用者の負担の関係を明らかにし、利用者負担の適正化を通じて所要資金の確保を図る必要性等から、空港の整備と維持運営について経理を明確にすることを目的として、「空港整備特別会計法」(昭和45年法律第25号)が公布され、同日に空港整備特別会計が設置された。その後は、本特別会計により空港整備事業に関する経理が行われることとなった。空港整備特別会計の実体法は「空港整備法」である。¹⁾

[参考] 平成元年度の「空港整備特別会計法」

第1条 (設置)

第1項 空港整備事業(「空港整備法」(昭和31年法律第80号)第2条第1項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの(これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下「空港」という。)の設置、改良、災害復旧及び維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する事業並びにこれらの事業についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで運輸大臣が行うものをいう。以下同じ。)、 「運輸省設置法」(昭和24年法律第157号)第3条の2第1項第168号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設(以下「航空保安職員研修施設

設」という。)の管理及び運営並びに航空機を使用して行う航空保安施設(「航空法」(昭和27年法律第231号)第2条第4項に規定する航空保安施設をいう。)の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下「飛行検査業務等」という。)で運輸大臣が行うものに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2項 この会計においては、前項に定めるもののほか、次の事項に関する経理を行うものとする。

- 一 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が施行するもの(以下「関連工事」という。)
- 二 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの(以下「受託工事」という。)及び飛行検査業務等で運輸大臣が委託に基づき行うもの(以下「受託業務」という。)
- 三 前2号に掲げるもののほか、空港整備事業を行う空港事務所等(「運輸省設置法」第52条に規定する空港事務所その他の地方機関で空港に所在するものをいう。以下同じ。)の所掌する事務(以下「空港事務所等所掌事務」という。)

第1次空港整備5か年計画策定後、昭和46年度には第2次空港整備5か年計画が策定され、従来、国が空港及び航空路において無償で提供してきた航空管制、無線、通信業務等の航行援助サービスに対して相応の対価を徴することとして、航行援助施設利用料の導入等、空港整備を計画的に推進するための方策を導入している。²⁾

平成元年度は、第5次空港整備5か年計画(昭和61年11月28日閣議決定)の4年度として所要の事業費を計上することとしている。

平成元年度予算の具体的内容をみると、(1) 空港整備事業は環境との調和を図りつつ今後の航空輸送需要の増大に対応するとともに、航空の安全強化を図ること、(2) 空港周辺の航空機騒音問題に対処するため、各空港において住宅及び教育施設等の防音工事等を行うこと、(3) 安全の確保及び空域の有効利用を図るため、航空管制施設等の整備拡充及び近代化を行い航空路の整備を行うこととしている。³⁾

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。4)

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 空港使用料収入	1,477億円	(1) 空港整備事業費	1,605億円
(2) 他会計より受入（一般会計より受入等）	1,018億円	(2) 空港等維持運営費	878億円
(3) 前年度剰余金受入	375億円	(3) 新東京国際空港公団等出資	383億円
(4) 借入金	300億円	(4) その他	633億円
(5) その他 (受託工事納付金収入、 地方公共団体工事費負担 金収入等)	329億円	(航空路整備事業費、受託 工事費、空港整備事業資金 貸付金、北海道空港整備事 業費等)	
計	3,499億円	計	3,499億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-14のとおりである。

○ 第5次空港整備5か年計画の概要（昭和61年度～平成2年度）5)

(1) 事業規模

空港の整備	8,000億円
民間出資関連事業の推進 (関西国際空港の整備)	6,500億円
空港周辺環境対策事業の推進	1,700億円
航空保安施設の整備	1,800億円
調整費	1,200億円
計	1兆9,200億円

(2) この計画における事業別の実施目標の概要

- ① 空港の整備
- ② 空港周辺環境対策事業の推進
- ③ 航空保安施設の整備 等

その後、平成3年度を初年度とする第6次空港整備5か年計画を策定して事業を推進することとし、所要の事業費を確保し整備している。また、平成6年度には、従来から地方公共団体に対して行ってきた無利子貸付金の金額を一括繰上げ償還させるとともに、同時に一般会計から建設国債を財源とする資金を受け入れ、地方公共団体に対する同額の助成が行われた。6)

平成8年度を初年度として着手された第7次空港整備5か年計画は、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」(平成9年法律第109号)により、平成9年12月12日に2年延長する閣議決定が行われ、平成8年度から平成14年度の7か年計画へと修正された。⁷⁾

その後、「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」(平成10年法律第36号)により、平成10年5月1日に中部国際空港株式会社が設置された。同年度より中部国際空港への出資金、無利子貸付金及び国の施設整備を合わせた予算計上が行われた。⁸⁾ 中部国際空港は第1種空港に位置づけられた。

平成12年度予算は、第7次空港整備7か年計画の5年度として、空港整備事業では新東京国際空港について、国際交流の拠点としての機能を確保するため、誘導路等の整備や環境対策事業を積極的に実施し、更に関西国際空港については平行滑走路の整備等、第2期事業を推進することとしている。また、環境対策事業にも十分配慮する等、所要の経費を計上している。⁹⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹⁰⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 空港使用料収入	2,190億円	(1) 空港等維持運営費	1,554億円
(2) 他会計より受入 (一般会計より受入)	1,700億円	(2) 空港整備事業費	974億円
(3) 借入金	360億円	(3) 国債整理基金特別会計へ 繰入	908億円
(4) その他 (前年度剰余金受入、雑収 入等)	691億円	(4) その他 (関西国際空港等整備事業 資金貸付金、新東京国際 空港公団等出資等)	1,505億円
計	4,941億円	計	4,941億円

○ 第7次空港整備5か年計画の改定(2年延長)の概要(平成8年度～平成14年度)¹¹⁾

(1) 事業規模

総額	3兆6,000億円
うち空港整備事業	2兆8,260億円
民間出資関連事業	5,740億円
調整費	2,000億円

(2) この計画における事業別の実施目標の概要

- ① 空港の整備
- ② 空港周辺環境対策事業の推進
- ③ 航空保安施設の整備 等

〔注〕

- 1) 昭和63年度までの空港整備特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成7年、東洋経済新報社）、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」（平成14年、東洋経済新報社）を参照。
- 2) 『国の予算』平成元年度 735ページ。
- 3) 同上 737-739ページ。
- 4) 同上 736-737ページ、『平成元年度特別会計予算書』653-662ページ。
- 5) 『国の予算』平成元年度 736ページ。
- 6) 『国の予算』平成12年度 575ページ。
- 7) 『国の予算』平成10年度 721ページ。
- 8) 『国の予算』平成11年度 705ページ。中部国際空港は平成17年2月17日開港。
- 9) 『国の予算』平成12年度 576-579ページ。
- 10) 同上 576ページ、『平成12年度特別会計予算書』693-702ページ。
- 11) 『国の予算』平成12年度 575-576ページ。

表 1-2-14 空港整備特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	他会計より受入	101,754	102,018	106,483	110,723	116,356	139,736
	一般会計より受入	90,485	91,207	96,725	109,790	116,356	139,736
	産業投資特別会計より受入	11,269	10,811	9,758	933	—	—
	空港使用料収入	147,669	156,763	169,299	180,253	192,492	198,746
	地方公共団体工事費負担金収入	11,108	19,582	8,782	6,656	9,381	11,145
	借入金	30,000	41,500	123,500	149,500	146,800	115,400
	空港等財産処分収入	318	6,631	6,445	4,532	14,425	15,765
	償還金収入	320	325	328	316	366	17,669
	受託工事納付金収入	11,341	6,931	2,837	6,386	1,272	2,833
	雑収入	9,937	14,565	18,211	22,131	24,613	20,442
	前年度剰余金受入	37,501	30,520	35,469	23,002	22,656	23,660
	合計	349,948	378,836	471,354	503,499	528,362	545,396

歳出	空港整備事業費	160,547	168,719	227,764	243,208	270,674	274,965
	北海道空港整備事業費	10,140	9,565	10,832	11,482	15,755	21,856
	離島空港整備事業費	2,148	2,262	2,561	2,612	3,137	3,598
	沖縄空港整備事業費	3,105	3,637	3,976	4,287	7,813	14,421
	航空路整備事業費	16,010	21,093	21,261	27,778	23,255	24,710
	新東京国際空港公団出資	38,300	50,100	—	—	—	—
	新東京国際空港公団等出資	—	—	76,800	74,200	52,700	19,900
	航空機騒音対策事業資金貸付金	268	202	174	236	452	262
	空港整備事業資金貸付金	10,746	10,701	9,648	933	—	—
	北海道空港整備事業資金貸付金	523	110	110	—	—	—
	関西国際空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	関西国際空港等整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	受託工事費	11,251	6,861	2,820	6,252	1,249	2,801
	空港等整備事業工事諸費	3,045	3,286	3,475	3,507	3,628	3,791
	空港等維持運営費	87,798	94,726	100,405	108,803	120,537	125,477
	離島航空事業助成費	—	—	—	—	57	48
	産業投資特別会計へ繰入	—	—	—	—	48	17,452
	国債整理基金特別会計へ繰入	4,066	5,573	8,865	18,200	27,057	34,115
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	給与改善予備費	—	—	664	—	—	—
合計	349,948	378,836	471,354	503,499	528,362	545,396	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
歳入	他会計より受入	131,300					
	一般会計より受入	131,300	140,884	153,219	143,360	158,254	170,034
	産業投資特別会計より受入	—	—	—	—	—	—
	空港使用料収入	206,651	213,669	221,451	230,682	214,311	219,033
	地方公共団体工事費負担金収入	13,356	10,679	10,068	5,731	7,875	7,572
	借入金	133,100	130,200	36,000	32,000	33,700	36,000
	空港等財産処分収入	4,015	5,482	4,435	2,480	6,124	7,123
	償還金収入	163	159	120	126	115	98
	受託工事納付金収入	6,678	2,483	4,065	3,110	774	855
	雑収入	24,691	22,297	19,500	19,008	17,930	19,794

歳入	前年度剰余金受入	27,909	36,606	29,356	36,284	27,732	33,581
	合計	547,864	562,459	478,214	472,780	466,815	494,089
歳出	空港整備事業費	267,569	270,525	162,867	119,475	108,973	97,427
	北海道空港整備事業費	22,598	21,071	22,960	16,435	14,757	15,672
	離島空港整備事業費	4,075	5,517	4,926	8,957	6,308	7,241
	沖縄空港整備事業費	21,985	21,323	13,792	7,546	4,297	8,742
	航空路整備事業費	29,980	35,010	39,701	40,838	36,744	30,889
	新東京国際空港公団出資	—	—	—	—	—	—
	新東京国際空港公団等出資	10,400	4,800	10,200	29,014	28,948	37,542
	航空機騒音対策事業資金貸付金	261	429	384	217	373	1,102
	空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	北海道空港整備事業資金貸付金	—	—	—	—	—	—
	関西国際空港整備事業資金貸付金	—	550	700	15,858	—	—
	関西国際空港等整備事業資金貸付金	—	—	—	—	20,592	40,770
	受託工事費	6,623	2,410	3,959	2,974	713	789
	空港等整備事業工事諸費	3,917	3,910	4,035	3,785	3,780	3,643
	空港等維持運営費	136,624	140,575	147,522	154,100	152,503	155,400
	離島航空事業助成費	—	1,591	1,909	—	2,345	2,119
	産業投資特別会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	国債整理基金特別会計へ繰入	41,832	52,750	63,259	71,581	84,482	90,753
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	給与と改善予備費	—	—	—	—	—	—
合計	547,864	562,459	478,214	472,780	466,815	494,089	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。

6 郵便貯金特別会計

(1) 概要

この会計は、郵便貯金事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため、「郵便貯金特別会計法」(昭和26年法律第103号)により昭和26年に設けられたものである。なお、昭和62年度より金融自由化対策資金を創設し、金融自由化対策特別勘定を設け、経理を明確にしている。¹⁾

[参考]平成元年度の「郵便貯金特別会計法」

第1条 (設置)

郵便貯金の事業の健全な経営に資し、その経理を明確にするため、特別会計を設置する。

本会計のこれまでに関係する動きを振り返ってみる。

郵便貯金事業は一般会計で運営されてきたが、「郵便貯金条例」(明治23年法律第63号)で制度が整備され、また「郵便貯金法」(明治38年法律第23号)により法体系が改められた。郵便貯金事業の郵便貯金受入金は、大正14年度から「預金部預金法」(大正14年法律第25号)により、大蔵省預金部特別会計(「大蔵省預金部特別会計法」(大正14年法律第13号)により設置)の大蔵省預金部に預託され運用されていた。郵便貯金制度は、「郵便貯金法」(昭和22年法律第144号)の成立により一新されたが、貯金受入費用等は一般会計で処理された。大蔵省預金部特別会計は、「資金運用部特別会計法」(昭和26年法律第101号)により廃止され、郵便貯金事業は新たに設置された資金運用部特別会計で経理されることとなった。そして、郵政省が所管する郵便貯金事業を行うため、「郵便貯金特別会計法」(昭和26年法律第103号)に基づき昭和26年度に郵便貯金特別会計が設置された。同会計の実体法は「郵便貯金法」である。所管省庁である逓信省(昭和21年7月1日設置)は、昭和26年6月1日に郵政省の設置に伴い郵政省に移管された。郵便貯金特別会計に受け入れられた郵便貯金はそのまま大蔵省預金部に、また昭和26年4月1日に大蔵省預金部特別会計が資金運用部特別会計に改組された後は、資金運用部に預託を続けてきた。郵便貯金預託金は昭和28年度以降、国会に提出される財政投融资計画の中で主要な資金として運用

されていた。

その後、昭和62年度に郵便貯金事業が金融自由化に適切に対応するため、財政投融资計画の中で資金運用部から郵便貯金特別会計に貸し戻すかたちで郵便貯金特別会計に資金の一部の運用を委ねる制度が導入され、従来の郵便貯金の収支を一般勘定とし、資金運用部から貸し戻された資金を運用するため、金融自由化対策特別勘定が設置された。こうして金融自由化資金を経理する同勘定と、それ以外の郵便貯金の資金を経理する一般勘定とに分けて経理することにより、金融自由化対策資金の経理が明確化されることになった。同勘定への資金運用部からの貸戻しは財政投融资計画に計上されている。²⁾

更に、「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第99号）により、平成13年度より資金運用部への預託が財政融資資金への預託に改められ、預託義務が新規の運用から撤廃されることとなった。また、「郵便貯金法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第98号）により、平成13年度に金融自由化対策特別勘定が廃止となり、一般勘定の名称も廃止された。その後は単一勘定で経理されることとなり、加えて金融自由化対策資金を廃止し、特別会計に郵便貯金資金を置くこととなった。³⁾ 平成15年4月1日の日本郵政公社の設立に併せて、「日本郵政公社法施行法」（平成14年法律第98号）により、平成15年3月31日に郵便貯金特別会計は廃止された。

郵便貯金特別会計は、郵便貯金という金融債務を形成することで資金を主に預託して運用する金融業務の損益計算を行うものであり、郵便貯金の受入れ・払出しを特別会計の歳入歳出には計上せず、巨額の運用資産を資金運用部に預託した。

（2）一般勘定

この勘定は郵便貯金の資金運用部預託による利子収入等を歳入とし、郵便貯金の支払利子、郵政事業特別会計への繰入金等を歳出としている。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁴⁾

78 第2章 事業特別会計

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 事業収入	8兆2,184億円	(1) 支払利子	7兆2,834億円
(利子収入、雑収入)		(2) その他	7,532億円
(2) 前年度剰余金受入	9,656億円	(郵便事業特別会計 へ繰入等)	
計	9兆1,840億円	計	8兆 366億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-15のとおりである。

歳入のうち利子収入は、資金運用部預託による利子収入及び預金者貸付金の利子収入見込額を計上、歳出は、通常郵便貯金、積立郵便貯金、定額郵便貯金等の支払利子、郵便貯金業務の取扱費及び同業務に必要な営繕費に要する財源として、郵政事業特別会計に繰り入れるための経費等、所要額を計上している。

郵便貯金については、毎年民業の補充としての官業の在り方、財政投融资制度及び政策金融との整合性、国の会計の在り方等の観点から慎重に検討し、制度改正を行っている。平成元年度から平成12年度の間の主な改正は次のとおりである。⁵⁾

(一般勘定)

- 平成2年度 ・ 国際ボランティア貯金の実施
- ・ 資金運用制度の改善（債券の貸付け、大型私募債への運用）
- 平成3年度 ・ 郵便貯金の預入限度額700万円→1,000万円に引上げ
- 平成4年度 ・ ゆうゆうローンの貸付限度額200万円→300万円に引上げ
- 平成5年度 ・ 財形郵便貯金の預入限度額500万円→550万円に引上げ
- 平成8年度 ・ 「災害ボランティア口座」の制度を創設
- 平成11、12年度
- ・ 郵便貯金インターネットホームサービスの実証実験の実施

このほかにも制度改正、新規施策の導入も行った。また、一般会計の財源不足に対処するため、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」（平成10年法律第137号）により、平成10年度から平成14年度まで毎年度2000億円に限り郵便貯金特別会計から一般会計へ繰り入れられている。⁶⁾ この繰入金に相当する金額は、郵便貯金特別会計積立金を減額して整理され、平成12年度まで続いた。

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁷⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 事業収入 (利子収入、雑収入)	7兆3,332億円	(1) 支払利子	7兆8,995億円
(2) 前年度繰越金受入	3兆1,010億円	(2) 郵政事業特別会計へ繰入	1兆2,805億円
		(3) その他 (一般会計へ繰入等)	2,156億円
計	10兆4,342億円	計	9兆3,956億円

また、平成元年度末における決算ベースでの一般勘定の総資産は136兆2092億円、うち資金運用部預託金は132兆587億円、負債は定額郵便貯金123兆6664億円等であり、平成12年度末における決算ベースでの一般勘定の総資産は252兆8907億円に増大し、資金運用部預託金は247兆3590億円、負債は定額郵便貯金208兆5801億円等となっている。⁸⁾

(3) 金融自由化対策特別勘定

この勘定は、資金運用部からの借入金、金融自由化対策資金の運用による利子収入等を歳入とし、資金運用部からの借入金の利子、金融自由化対策資金への繰入金等を歳出としている。

平成元年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。⁹⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 借入金	3兆 515億円	(1) 金融自由化対策資金へ繰入	3兆円
(2) 運用収入 (利子収入、売却及償還益金)	2,904億円	(2) 国債整理基金特別会計へ繰入	3,389億円
(3) 前年度剰余金受入	0億円	(3) その他 (予備費、郵政事業特別会計へ繰入等)	30億円
計	3兆3,419億円	計	3兆3,419億円

(注) 平成2年度以降の歳入歳出予算の推移は表 1-2-15のとおりである。

歳入のうち運用収入は、金融自由化対策資金の運用による利子等の収入見込額及び「郵便貯金特別会計法」(昭和26年法律第103号)に基づく金融自由化対

策資金への繰入れ及び郵便貯金の事業に要する経費の財源に充てるための借入金等を計上、歳出は金融自由化対策資金への繰入れ及び借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払財源として国債整理基金特別会計へ繰り入れる経費等、所要額を計上している。

一般勘定と同様、金融自由化対策特別勘定においても金融自由化に適切に対応した健全な事業経営の確保に資するため、昭和62年度に創設された金融自由化対策資金については、平成4年度から平成8年度までの各年度の新規運用額を拡大することとし、平成4、5年度は4.75兆円、平成6年度から平成8年度は5兆円とすることとされた。¹⁰⁾

このほか、平成10年度及び平成11年度には先述の「金融自由化対策資金の運用及び簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」(平成元年法律第62号)により、簡易保険福祉事業団納付金を歳入に計上していたが、納付はなされなかった。¹¹⁾

平成12年度における歳入歳出予算の概要は次のとおりである。¹²⁾

(歳 入)		(歳 出)	
(1) 金融自由化対策資金よ り受入	3兆5,000億円	(1) 国債整理基金特別会計 へ繰入	5兆4,097億円
(2) 運用収入 (利子収入、売却及償 還益金)	2兆 167億円	(2) 金融自由化対策資金へ 繰入	2兆円
(3) 借入金	2兆円	(3) その他 (諸支出金、郵政事業 特別会計へ繰入等)	1,014億円
計	7兆5,167億円	計	7兆5,111億円

また、平成元年度末における決算ベースでの金融自由化対策特別勘定の総資産は7兆5933億円、うち有価証券は7兆1804億円、負債のうち金融自由化対策資金借入金は7兆5000億円であり、平成12年度末における決算ベースでの総資産は58兆1887億円、うち有価証券は45兆2039億円、寄託金は10兆5401億円、負債のうち金融自由化対策資金借入金は57兆3500億円であった。¹³⁾

〔注〕

1) 『国の予算』平成元年度 743ページ。

- 2) 昭和63年度までの郵便貯金特別会計については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「歳計(2)・政府関係機関・関税」(昭和59年、東洋経済新報社)、大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第5巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成7年、東洋経済新報社)、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」(平成14年、東洋経済新報社)を参照。

郵便貯金特別会計の前史については、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第12巻「大蔵省預金部・政府出資」(昭和37年、東洋経済新報社)、通信省編『通信事業史』第2巻「郵便」(昭和15年)、郵政省編『続通信事業史』第7巻「為替貯金」(昭和35年、前島会)を参照。

- 3) 『国の予算』平成13年度 578-580ページ。
- 4) 『国の予算』平成元年度 745-746ページ、『平成元年度特別会計予算書』705-707ページ。
- 5) 『ファイナンス』「予算特集」各年、『国の予算』各年度を参照。
- 6) 『平成10年度特別会計予算書』730ページ、『平成12年度特別会計予算書』754ページ、『平成14年度特別会計予算書』126ページ。
- 7) 『国の予算』平成12年度 585ページ、『平成12年度特別会計予算書』747-749ページ。
- 8) 『平成元年度特別会計決算参照書』622ページ、『平成12年度特別会計決算参照書』42ページ。
- 9) 『国の予算』平成元年度 745-746ページ、『平成元年度特別会計予算書』708-710ページ。
- 10) 『国の予算』平成4年度 730ページ。
- 11) 『国の予算』平成10年度 731ページ、『国の予算』平成11年度 713ページ、『平成10年度特別会計決算参照書』615ページ、『平成11年度特別会計決算参照書』623ページ。
- 12) 『国の予算』平成12年度 585-586ページ、『平成12年度特別会計予算書』750-752ページ。
- 13) 『平成元年度特別会計決算参照書』624ページ、『平成12年度特別会計決算参照書』44ページ。

表 1-2-15 郵便貯金特別会計歳入歳出総計

当初予算

(単位：百万円)

		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
一般勘定							
歳入	事業収入	8,218,434	8,232,205	8,879,276	9,613,460	10,050,115	10,257,501
	利子収入	8,214,130	8,227,537	8,874,381	9,608,482	10,044,685	10,252,139
	雑収入	4,304	4,668	4,895	4,978	5,430	5,362
	前年度剰余金受入	965,552	1,066,983	1,305,014	1,827,472	2,626,762	2,537,366
	合計	9,183,985	9,299,188	10,184,290	11,440,932	12,676,877	12,794,867
歳出	支払利子	7,283,354	7,098,947	7,854,977	8,557,092	8,985,546	8,965,620
	諸支出金	862	1,044	1,139	1,578	2,291	3,127
	一般会計へ繰入	—	—	—	—	—	—
	郵政事業特別会計へ繰入	739,899	792,993	837,379	946,653	1,033,084	1,112,245
	予備費	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
合計	8,036,614	7,905,484	8,705,995	9,517,824	10,033,421	10,093,492	
		平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
金融自由化対策特別勘定							
歳入	運用収入	290,351	492,211	785,846	1,043,420	1,235,188	1,415,313
	利子収入	288,156	462,690	748,939	1,014,995	1,182,050	1,334,590
	売却及償還益金	2,194	29,470	36,392	27,395	52,623	80,723
	受取手数料	—	52	515	1,030	515	0
	簡易保険福祉事業 団納付金	—	—	—	5,933	2,960	664
	借入金	3,051,500	3,500,900	4,000,000	4,750,000	4,750,000	5,000,000
	前年度剰余金受入	52	48	—	—	—	—
	金融自由化対策資 金より受入	—	12,356	—	—	—	—
合計	3,341,903	4,005,515	4,785,846	5,799,353	5,988,148	6,415,977	
歳出	金融自由化対策資 金へ繰入	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,750,000	4,750,000	5,000,000
	諸支出金	250	500	1,002	2,023	13,557	32,015
	郵政事業特別会計 へ繰入	722	1,109	1,976	1,583	2,347	2,645
	国債整理基金特別 会計へ繰入	338,931	501,906	773,219	1,036,368	1,213,936	1,375,051
	予備費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
合計	3,341,903	4,005,515	4,778,197	5,791,973	5,981,839	6,411,711	

		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
一般勘定							
歳入	事業収入	10,551,819	10,635,336	10,551,321	9,535,777	8,264,095	7,333,218
	利子収入	10,546,384	10,634,869	10,550,845	9,535,291	8,263,503	7,332,583
	雑収入	5,435	467	475	486	592	634
	前年度剰余金受入	2,756,807	3,172,000	4,453,840	5,539,923	5,228,954	3,100,954
	合 計	13,308,626	13,807,336	15,005,161	15,075,700	13,493,049	10,434,172
歳出	支払利子	8,989,843	8,716,064	8,877,012	8,586,575	8,609,496	7,899,465
	諸支出金	8,483	3,268	4,088	3,892	3,425	3,135
	一般会計へ繰入	—	—	—	200,000	200,000	200,000
	郵政事業特別会計へ繰入	1,142,666	1,209,137	1,267,862	1,256,817	1,249,638	1,280,476
	予備費	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500
合 計	10,153,492	9,940,969	10,161,461	10,059,784	10,075,059	9,395,577	
		平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
金融自由化対策特別勘定							
歳入	運用収入	1,636,084	1,801,136	2,205,039	2,112,615	2,129,510	2,016,712
	利子収入	1,512,387	1,528,518	1,890,033	1,809,587	1,767,945	1,729,504
	売却及償還益金	123,697	272,618	315,006	303,028	361,565	287,208
	受取手数料	—	—	—	—	—	—
	簡易保険福祉事業 団納付金	2,286	—	281	3,188	2,065	—
	借入金	5,000,000	5,000,000	7,500,000	8,000,000	8,500,000	2,000,000
	前年度剰余金受入	—	—	—	—	—	—
	金融自由化対策資 金より受入	—	—	2,023,045	2,500,000	3,000,000	3,500,000
	合 計	6,638,370	6,801,136	11,728,365	12,615,803	13,631,575	7,516,712
歳出	金融自由化対策資 金へ繰入	5,000,000	5,000,000	7,500,000	8,000,000	8,500,000	2,000,000
	諸支出金	49,849	60,206	79,030	80,215	72,743	97,562
	郵政事業特別会計へ繰入	3,053	2,895	2,769	2,548	3,085	2,333
	国債整理基金特別 会計へ繰入	1,579,136	1,730,715	4,144,285	4,518,184	5,051,268	5,409,682
	予備費	2,000	2,000	2,000	1,500	1,500	1,500
合 計	6,634,038	6,795,816	11,728,084	12,602,447	13,628,596	7,511,078	

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』『予算特集』各号により作成。